

第 1 回鏡石町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

第 1 号（6月7日）

議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3
事務局職員出席者.....	4
開会の宣告.....	5
開議の宣告.....	5
議会運営委員長報告.....	5
諸般の報告.....	5
招集者あいさつ.....	9
議事日程の報告.....	9
会議録署名議員の指名.....	9
会期の決定.....	9
町長の説明.....	10
報告第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	15
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	16
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	25
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	27
休会について.....	28
散会の宣告.....	29

第 2 号（6月11日）

議事日程.....	31
本日に会議に付した事件.....	31
出席議員.....	31
欠席議員.....	31

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のために出席した者の職氏名.....	3 1
事務局職員出席者.....	3 2
開議の宣告.....	3 3
一般質問.....	3 3
今 泉 文 克 君.....	3 3
柳 沼 俊 行 君.....	4 2
根 本 重 郎 君.....	5 0
円 谷 寛 君.....	5 6
木 原 秀 男 君.....	7 1
議事日程の報告.....	7 8
決議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 9
議会運営委員会所管事務調査の申出について.....	8 2
議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について.....	8 2
閉議の宣告.....	8 2
町長あいさつ.....	8 2
閉会の宣告.....	8 3
署名議員.....	8 5

鏡石町告示第18号

第1回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年6月1日

鏡石町長 木 賊 政 雄

1 期 日 平成19年6月7日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	深谷	莊一	君	2番	今駒	英樹	君
3番	渡辺	定己	君	4番	今駒	隆幸	君
5番	根本	重郎	君	6番	大河原	正雄	君
7番	柳沼	俊行	君	8番	今泉	文克	君
9番	仲沼	義春	君	10番	木原	秀男	君
11番	菊地	栄助	君	12番	小貫	良巳	君
13番	円谷	寛	君	14番	円谷	寅三郎	君

不応招議員（なし）

平成19年第1回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成19年6月7日(木)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長の説明
日程第 4 報告第11号 繰越明許費繰越計算書について
日程第 5 議案第 2号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第 3号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算(第2号)
日程第 7 議案第 4号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	深谷 莊一 君	2番	今駒 英樹 君
3番	渡辺 定己 君	4番	今駒 隆幸 君
5番	根本 重郎 君	6番	大河原 正雄 君
7番	柳沼 俊行 君	8番	今泉 文克 君
9番	仲沼 義春 君	10番	木原 秀男 君
11番	菊地 栄助 君	12番	小貫 良巳 君
13番	円谷 寛 君	14番	円谷 寅三郎 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	副 町 長	大 河 原 直 博 君
総 務 課 長	木 賊 正 男 君	税 務 町 民 課 長 参 事 兼 課 長	角 田 勝 君
健康福祉課長	今 泉 保 行 君	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	面 川 廣 見 君
都 市 建 設 課 参 事 兼 課 長	椎 野 優 偉 君	上 下 水 道 課 長	小 林 政 次 君

教 育 長 佐 藤 節 雄 君
会 計 管 理 者 長 八 卷 司 君
兼 出 納 室 長 曾 根 巧 君
選 挙 管 理 長 中 西 勉 君
委 員 会 委 員
監 査 委 員

教 育 課 長 遠 藤 栄 作 君
教 育 委 員 会 長 稲 田 耕 筈 君
農 業 委 員 会 長 會 田 栄 夫 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 面 川 武
主 任 主 査 大河原 久美子

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（仲沼義春君） ただいまから、第1回鏡石町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（仲沼義春君） 直ちに本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。

議会運営委員長報告

議長（仲沼義春君） 初めに、定例会の運営について議会運営委員長から報告を求めます。

8番、今泉文克君。

〔議会運営委員長 今泉文克君 登壇〕

8番（議会運営委員長 今泉文克君） 皆さん、おはようございます。

第1回鏡石町議会定例会会期予定表（案）

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

諸般の報告

議長（仲沼義春君） 次に、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

監査委員、中西勉君。

〔監査委員 中西 勉君 登壇〕

監査委員（中西 勉君） 皆様、おはようございます。

平成19年2月、同3月、同4月分の例月出納検査報告を申し上げます。

まず、平成19年2月分の例月出納検査報告について。

1、検査の対象、平成19年2月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成19年3月23日金曜日、午後1時26分から午後3時30分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者、収入役職務代理者出納室長、上下水道課長、税務町民課長ほか5名でございます。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務につ

いて、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成19年2月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

続いて、平成19年3月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成19年3月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成19年4月25日水曜日、午前10時から午後0時15分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者、会計管理者兼室長、上下水道課長ほか3名でございます。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、調書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成19年3月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

引き続き、平成19年4月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成19年4月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成19年5月25日金曜日、午前10時から午後0時15分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者、会計管理者兼室長、上下水道課長ほか3名でございます。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成19年4月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

以上のとおり報告いたします。

議長（仲沼義春君）次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、1番、深谷荘一君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 深谷荘一君 登壇〕

1 番（須賀川地方広域消防組合議会議員 深谷荘一君） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会の報告をいたします。

6 月 1 日須賀川地方広域消防組合本部 3 階議場におきまして、平成19年第 1 回の臨時議会を開会しました。

第 1、議長の選挙を行い、指名推選により須賀川市議員の村山廣嗣議員を議長とし、村山議長で議会を進行いたしました。

第 2、議席の指定を行い、議席につきましては 1 番より 22 番まで、私は 22 番となりました。

第 3、会期の決定は 1 日限りとし、第 4、会議録署名議員の指名で 21 番、22 番議員を指名いたしました。

次より議案に入り、第 5、議案第 5 号 須賀川地方広域消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、継続で平田村長の二瓶清美氏が監査ということに同意をして承認をいたしました。

次に、第 6、議案第 6 号 須賀川地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国・県に準じて休憩時間をお昼のときは 12 時より 15 分短縮ということで、記載の資料のとおり、第 7 条を削除するものであります。これは平成19年 7 月 1 日から施行するものであります。

次に、第 7、議案第 7 号 高規格救急自動車購入契約締結については、別紙配付の記載のとおりでありますけれども、財産の名称につきましては高規格救急自動車 1 台ということで、配置署は石川消防署、前救急車の老朽化により更新するものです。契約金額につきましては 2,474 万 8,500 円であります。2 社により入札を行い、須賀川市山寺道 19-1 の福島トヨタ自動車が落札をいたしまして、納入期限は平成19年 11 月 29 日であります。

次、第 8、議案第 8 号 消防ポンプ自動車（CD - 1 型）購入契約締結について。これも記載の資料のとおり、消防自動車につきましては消防ポンプ自動車（CD - 1 型）でありまして、日野自動車の 4WD 3 トンダブルキャブ型であります。配置署につきましては、石川消防署の古殿分署に配置するものであります。契約金額につきましては 2,037 万円であります。6 社により入札を行い、栃木県のジーエムいちほら工業が落札をいたしました。平成19年 10 月 25 日に納入する予定であります。

以上、議案第 5 号より第 8 号まで、全 4 議案のすべてについて議会の議決を得て承認をいたし、原案どおり可決をいたしました。それで、閉会をいたしました。約 1 時間ほどで終了いたしました。

以上で、須賀川地方広域消防組合議会の報告を終わります。

議長（仲沼義春君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、5 番、根本重郎君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 根本重郎君 登壇〕

5番（須賀川地方保健環境組合議会議員 根本重郎君） おはようございます。

須賀川地方保健環境組合議会が、6月1日、須賀川地方衛生センター内において行われました。

ご報告をいたします。

議事日程第1号、平成19年6月1日（金）午後1時30分開議。

1、議長の選挙、細谷松雄氏が選任されました。

第2、副議長の選挙、橋本健二氏が選任されました。

第3、議席の指定、1番から11番まで指定されました。私は最後の11番になりました。

第4、会期の決定、本日限り。

第5、会議録署名議員の指名、1番、水野敏夫氏、3番、兼子司氏、4番、八木沼久夫氏。

第6、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて。原案どおり承認されました。

詳細についてはお手元の資料をごらんください。

以上、報告を終わります。

議長（仲沼義春君） 次に、公立岩瀬病院組合議会議員、11番、菊地栄助君。

〔公立岩瀬病院組合議会議員 菊地栄助君 登壇〕

11番（公立岩瀬病院組合議会議員 菊地栄助君） おはようございます。

平成19年3月、公立岩瀬病院組合議会の定例会の報告をいたします。

平成19年3月23日午後1時30分より会議を開きました。

議事日程第1号、第1、会期の決定は1日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、報告第1号 専決処分の報告については、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増加及び規約の変更についてであります。

第4、議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。原案のとおり承認をいたしました。

第5、議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第6、議案第3号 平成19年度公立岩瀬病院組合病院事業会計予算については、原案のとおり可決いたしました。

詳細についてはお手元に配付しております資料のとおりであります。

以上であります。

議長（仲沼義春君） 次に、鏡石町の国民の保護に関する計画の報告を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） おはようございます。

それでは、諸般の報告の4号につきましてご報告申し上げます。

鏡石町の国民保護に関する計画の作成について、ご報告申し上げます。

本計画につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項の規定に基づき、本年の3月30日に定めた鏡石町の国民の保護に関する計画につきまして、同条第6項の規定により報告するものでございます。

本計画の内容につきましてはお手元に配付いたしました別冊のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

以上、ご報告申し上げます。

議長（仲沼義春君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

招集者あいさつ

議長（仲沼義春君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。

町長。

町長（木賊政雄君） 皆さん、おはようございます。

新緑の季節を迎え、1年で最も緑の美しい過ごしやすい今日、第1回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます次第であります。

今定例会につきましては、報告1件、議案1件、補正予算2件の、合わせまして4件を提案するものであります。何とぞよろしくご審議をいただきまして、同意、議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりごあいさつといたします。

議事日程の報告

議長（仲沼義春君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

よろしく願い申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（仲沼義春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、4番、今駒隆幸君、5番、根本重郎君、6番、大河原正雄君を指名いたします。

会期の決定

議長（仲沼義春君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの6日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は6日間と決しました。

町長の説明

議長（仲沼義春君） 日程第3、町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 本日、ここに第1回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営と提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

内閣府は、5月22日の月例経済報告において、我が国経済について、景気は生産の一部に弱さが見られるものの回復しているとの基調判断を示しました。その背景には、企業収益は改善し、設備投資は増加しているとし、雇用情勢も厳しさが残るものの改善に広がりが見られ、個人消費にも持ち直しの動きが見られ、さらに輸出と生産も横ばいとなっていることを要因と見ております。

また、経済の先行きについては、企業部門の好調さが持続しており、これが家計部門へ波及し、国内民間需要に支えられた景気回復が続くものと見込まれ、一方、原油価格の動向が内外経済に与える影響等に留意する必要があると報告されました。

政府は、4月25日の経済財政諮問会議において、我が国経済全体の生産性を高めることを目指す「成長力加速プログラム」を取りまとめ、1人当たりの労働生産性の伸び率を今後5年間で1.5倍にするとしており、今月をめどに取りまとめる「経済財政運営の基本方針2007（骨太の方針）」に反映させたいとしています。

また、先月14日には憲法改正のための具体的な手続を定めた「国民投票法」が成立しましたが、昭和22年5月の憲法施行から60年が経過しての新たな動きとして、国の基本法の意義と役割を私たちがみずから真剣に考えなければならないと思います。

内閣府の「社会意識に関する世論調査」によると「地域格差」について「悪い方向に向かっている」と思う割合が急上昇しているとの結果が出されました。この「地域格差」の問題は小泉政権下で推進されてきた「構造改革路線」の弊害であるとの論調も強まってきていると言われ、実際、雇用や所得面を見ても「所得がふえている地域」と「所得が減っている地

域」へと二極化し、さらには「大都市圏と地方圏」の構図が明確化しているようであります。

政府においては、この「格差是正」に向けて各種の政策を展開しておりますが、拡大傾向にある地域格差の問題について、さらに議論を深め、適切な対応策がとられることを期待するものであります。

福島県内では5月15日早朝、会津若松市内で高校生が母親を殺害し頭部を持って自首するという大変衝撃的な事件が発生しました。あつてはならない、まことに痛ましい事件であり、悲痛の極みとしか言葉が見つかりませんが、一日も早く生徒や教師の心のケアを行い、悲しみの底から立ち直ることを願っております。

次に、3月以降の主なできごとについて申し上げます。

統一地方選挙の年となりましたことは、3月末から4月にかけて、任期満了に伴う県議会議員並びに町議会議員の一般選挙、そして参議院議員補欠選挙が執行されましたが、関係各位のご協力に改めて感謝申し上げますとともに、当選の栄に浴されました議員各位の今後のご活躍にご期待を申し上げます。

3月25日午前に発生した能登半島沖地震は、震度6強を記録し、多くの死傷者や住宅等の倒壊、停電、断水、交通網の寸断など甚大な被害を出し、関係機関の懸命の救助や復旧活動が行われたところであります。被災されました住民の皆さんに心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げます。本町におきましては3月30日、イオンスーパーセンターとの間で、「災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定」を取り交わしましたが、この協定は、地震や水害など災害発生時に、イオンスーパーセンター鏡石店の駐車場を避難場所として提供するほか、食料品など救援物資を円滑に供給することを目的としており、町民の安全・安心を預かる立場としてまことに頼もしい限りであり、お互い協力してまいりたいと考えております。

次に、新年度がスタートして2カ月余りですが、主な主要事業の進捗状況についてご報告いたします。

初めに、5月30日に開催された県中地域水道用水供給企業団理事会において協議されました今出ダムの利水計画につきましては、これまでの協議経過や今後の社会情勢を踏まえ、安定した水の確保の必要性を十二分に認識しつつも、これら企業団事業をめぐるさまざまな状況を総合的に判断し、事業の継続は極めて困難であり、各団体においては企業団事業にかわる計画を策定し、住民生活に影響を与えることのないよう努めるとともに、企業団としてはこれら案を踏まえ、改めて事業評価を受けていくとの結論に至ったところであります。

都市機能の整備として進めている東北自動車道鏡石パーキングエリアへのスマートインターチェンジ社会実験事業につきましては、国の採択を受け、去る3月22日に「鏡石スマートIC社会実験協議会」を設立し、同日、第1回協議会が開催され、規約のほか役員選出、事

業計画等が決定しましたので、今後は本協議会においてPR活動、誘導看板の設置、アクセス道路の整備など事業の促進を図ってまいります。4月にはETC普及促進事業として、町民を対象にETC車載器の新規設置者に対する補助金交付について周知したところであり、地域住民の利便性の向上、地域経済の活性化、救急医療への対応等を図るため、一日も早い社会実験の開始に向けて事業を推進してまいります。

地方道路整備交付金事業の高久田一貫線の道路改良は全線開通に向け、残工区分について須賀川市と協議を重ね、今年度末には完了させるよう促進を図ってまいります。また、高久田一貫線の補完道路と位置づけされている鏡田499号線につきましては、関係地権者の協力を得ながら引き続き整備促進を図っているところであり、順調に推移しております。笠石南町地区において通勤・通学道路として利用されている久来石行方蓮池西線は、狭隘で交互通行に支障を来していることから、今年度は測量調査設計業務を実施し、関係地権者のご理解を得ながら工事着工に向けて促進を図ってまいります。

新規事業としては、歩道が狭く支障を来している町道笠石鏡田線の歩道整備事業について、安全性と利便性を図るため、現歩道の整備のための測量調査を実施いたします。

国道4号鏡石拡幅事業につきましては、国の直轄事業として昨年度用地測量が終了し、関係地権者を対象とした境界確認業務が行われたところであり、郡山国道事務所の今後の計画によると、今年度から用地買収に入る予定となっていることから、町といたしましては、関連町道等の調査を実施するとともに、工事の早期着工に向け、引き続き事業促進を強く要望してまいります。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、平成17年度から事業計画の見直しを行ってきたところであり、今年度は仮換地設計、事業計画の変更、そして都市計画変更等の業務発注に向けて準備しているところであります。

次に、生活環境の整備に向けた下水道整備事業につきましては、平成18年度末の下水道普及率が69.7%、水洗化率83.1%となっており、県内でも上位の普及率であります。現在、今年度の工事を早期に発注できるよう設計等諸準備を進めているところであり、今後も計画的な事業推進に努めてまいりたいと思います。

上水道事業につきましては、平成11年度から実施しております石綿セメント管更新事業について、平成18年度末で計画延長の約31.6%、(8.0キロメートル)を更新したところであり、今年度も継続して実施するため、設計等諸準備を進めているところであります。また、6月1日からの水道週間にちなんだ行事として、町管工事組合のご協力をいただき、例年無料で実施しております、ひとり暮らし高齢者世帯の給水栓の点検・パッキン交換等を6日に実施し、大変好評を得たところであります。

町民の元気づくりとして取り組んでおります健康づくり推進事業につきましては、健康を

増進し、認知症や寝たきりにならないで健康に過ごせる「健康寿命」を延ばし、活動的な85歳を目指す健康づくりを目標に生活習慣病の予防、感染症の予防や精神保健などの事業を推進しているところであります。また、高齢者福祉事業につきましては、寝たきりや認知症のある要介護高齢者が増加していることから、第3期介護保険事業計画による介護予防の充実と生活支援、高齢者の社会参加と生きがいづくり、地域ケア体制の充実について、町社会福祉協議会や地域包括支援センターとの連携を図り、事業の充実に努めております。

児童福祉事業につきましては、平成17年3月に策定した次世代育成支援対策行動計画に基づき、「つどいの広場」・「放課後児童クラブ」・「保育所運営」の充実に努めるとともに、児童虐待防止について、関係機関と連携を密にしながら取り組んでいるところであります。

さらに、障害者福祉事業につきましては、平成18年4月からの障害者自立支援法の施行に伴う各種サービスの利用促進を図っております。

循環型社会の構築と美しい町づくりとして取り組んでいるごみの減量化・資源化への啓発活動や収集活動、町内一斉清掃や不法投棄防止パトロールなどについては、保健委員会の協力を得ながら推進しているところであります。

活力づくりとしての産業の振興では、農業振興事業として取り組んでおります「きゅうりの防虫ネットの導入」につきましては、年々その成果も見え、確実な広がりとなっておりますが、今年度は新たにホモブシス病対策として土壌消毒についての補助を加え、現在JAを取りまとめ機関として集約を行っているところであり、野菜振興策への大きな効果を期待するものであります。

成田ほ場整備につきましては、着手以来10年が経過し、県が定める事業再評価の年に当たりますが、昨年までに地区内農家の96%が完了しており、本年は一部の農道舗装工事を初め、高野池と新池の改修工事や鈴の川にかかる2橋梁の敷設工事と一部河川の築堤工事等を実施する予定であり、間もなく県中農林事務所において発注の運びとなりますが、県道バイパスの早期進行とあわせて、成田地区のより一層の生活基盤の充実を願うものであります。

人づくりとしての教育文化の振興につきましては、昨年12月に成立しました「新教育基本法」により、各種教育制度の改正が今国会で審議されており、また、内閣に設置された教育再生会議が本年1月第一次報告として、7つの提言と4つの緊急対応の提言が出されるなど、教育環境が目まぐるしく変革する中にありますが、これらの課題解決に向けましては教育委員会、学校、家庭、地域社会、企業等が相互に連携しながら対応しなければならないと考えております。

このような中で学校教育の課題であります基礎学力の向上を図るため、43年ぶりに全国一斉の学力テストが4月24日に実施されたところであります。町においては「子ども読書の日」の4月23日、第一小学校がこれまでの読書活動への取り組みが認められ、読書活動優秀

実践校として文部科学大臣表彰を受賞し、報告を受けたところです。活字離れと言われる今日、素晴らしい取り組みであり、今後さらなる活動に期待するものであります。また第二小学校においては、障害を持つ児童を支援するため、入学にあわせ介助員を配置して対応しているところであります。

子供たちの安全を見守る取り組みとして、この3月から「ワンツー・パトロール隊員」を募集しておりますが、現在約50名の登録があり、活動にご協力をいただいております。ことしで11回目となる中学生の海外文化学習事業につきましては、18名の応募があり、7月の出発に向けて事前研修を行うなど、準備を進めているところであり、中学生の今後の活躍に期待するところであります。「いつでも」・「どこでも」・「だれでも」・「いつまでも」をキーワードとする生涯学習の推進につきましては、町生涯学習推進計画の基本目標であります「生きがいあふれ 創造性豊かな たくましい町民の育成」を目指し、町民一人一人が学習活動を高めていくための環境整備を進めているところであり、社会教育、社会体育関係団体においては、新年度の総会等を開き事業計画を決めてスタートしましたので、町といたしましても構成団体・グループの育成・支援に努めてまいりたいと考えております。

ことし4月に指定管理者制度に移行いたしました「町民プール」については、現在のところ利用者からの苦情等は聞いておりませんが、移行したことで町民の皆さんに不便を来すことのないように努め、さらに利便性を高めるために指定管理者と協議を進めてまいりたいと考えております。

町民総参加の町づくりとしての自治体個性化推進事業については、フローラのまちづくり推進事業として鏡石4区に補助金の交付を決定したところであり、地域住民のコミュニティづくりと地域環境づくりにつながることを期待するものであります。また、地域振興イベント事業として、今月17日からは鳥見山公園を会場に「第5回鏡石あやめ祭り」が町観光協会主催により開催されますが、ことしは町制施行45周年記念事業として、メイン行事を23日、24日の土日に、文化芸能祭やあやめ撮影会など多くの催しが予定されており、町内外を問わず多くの方々とともに憩いの時間を過ごしていただければと思います。このほか、町制施行45周年記念事業については、9月28日の記念式典を中心に各種イベントの開催を予定しており、現在、実行委員会で検討しているところであります。

次に、今定例会に提出いたしました議案について申し上げます。

報告第11号につきましては、ことし3月定例会議会で議決いただきました繰越明許費繰越計算書の報告であります。

議案第2号の鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国税収見込み額の増減による税率の改正により所要の改正を行うものであります。

議案第3号の平成19年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）につきましては、スマートI

C アクセス道路改良工事を初め、後期高齢者医療システム導入に係る委託料等の補正であります。

議案第4号の平成19年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、議案第2号の鏡石町国民健康保険税条例の一部改正に伴う税財源の調整のための補正であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

報告第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(仲沼義春君) 日程第4、報告第11号 繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたします。

議会事務局局長(面川 武君) [報告第11号を朗読]

議長(仲沼義春君) 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

[総務課長 木賊正男君 登壇]

総務課長(木賊正男君) ただいま上程されました報告第11号 繰越明許費繰越計算書について、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、去る3月に開催されました第16回鏡石町議会定例会において議決をいただきました、平成18年度鏡石町一般会計補正予算(第7号)の繰越明許費であり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

詳細は次ページでご説明申し上げます。

内容につきましては、第3項民生費、第1項社会福祉費、事業名が介護保険システム改修事業、翌年度繰越額が191万1,000円であります。この内容につきましては、後期高齢者医療制度の導入に伴います介護保険システムの改修でありまして、本年度末の完了を予定してございます。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、スマートICアクセス道路整備事業、翌年度繰越額が4,150万円であります。この内容につきましては、鏡石パーキングエリアへのスマートIC設置に伴いますアクセス道路整備工事でありまして、今月末に完成の予定であります。

以上、ご報告申し上げます。

議長(仲沼義春君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

報告第11号 繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第5、議案第2号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第2号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、角田勝君。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 議案第2号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

このたびの国保税条例の一部改正につきましては、町の国保税の税率について、医療給付費がふえ続けている状況から、受益と負担のバランスを考慮して安定的な事業運営に資するため、税率の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、次のページにより説明を申し上げます。

鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

第3条第1項中「100分の7.85」を「100分の7.87」に改める。これは国保税の所得割の税率であります。第4条中につきましては、国保税の資産割の税率で「100分の23.20」に改正するものであります。第5条中につきましても、国保税の均等割について、「2万8,400円」とするものであります。第6条中につきましては、介護納付金課税に係る所得割の規定でありまして、「100分の1.70」に改正するものであります。第7条中につきまして

も、介護納付金課税に係るものでありまして、資産割の税率を「100分の3.40」に改正するものであります。第7条の2中につきましては、介護納付金課税の均等割額を「7,900円」とするものであります。第7条の3中につきましては、介護納付金課税の平等割額を「6,600円」とするものであります。第13条第1項第1号につきましては7割軽減の規定がありますが、国保税均等割額につきましては「1万9,880円」に、介護納付金課税の均等割額につきましては「5,530円」に、また、同平等割額につきましては「4,620円」に改正するものであります。

同項第2号中につきましては5割軽減の規定がありますが、国保税均等割額につきましては「1万4,200円」に、介護納付金均等割額については「3,950円」に、同平等割額につきましては「3,300円」に改正するものであります。

同項第3号中につきましては2割軽減の規定がありますが、国保税の均等割額につきましては「5,680円」に改正し、介護納付金の均等割額については「1,580円」に改正し、同平等割額については「1,320円」に改正するものであります。

附則第1項は施行期日を規定するものでありまして、第2項につきましては適用区分の規定であります。

以上、説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） ただいま提案になっております議案第2号について、お尋ねいたします。

国保税については年々増加の傾向にあって、家計に占める割合が大変多い税金であります。これは基本的には国の方針によるものだと思いますが、説明では悪質な者もいるということですが、こうした人たちについては資格証明書の発行などのペナルティーがあるわけですが、収納方法について努力されるべきであると思いますが、今、社会的に収入不足などで大変苦労している、こういう状況にある、また、リストラ等によって国保に加入せざるを得ない、こういう人たちのために、その軽減策を図るべきだと思いますが。町財政も大変だとは思いますが、一般会計からの繰り入れ等による軽減策は考えられないのか、お尋ねいたします。

次に、後期高齢者が導入されまして、75歳以上が年金から差し引かれるということになりましたけれども、今後65歳以上についても年金からの差し引きがあるという話をお聞きする

わけですが、もしご承知であったら、この内容についてお知らせいただきたいと思います。

以上です。

議長（仲沼義春君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 14番議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

軽減策を図るべきであって、一般会計からの繰り入れができないのかというご質問でございますが、これらにつきましては先日も全協の中で申し上げましたが、国民健康保険特別会計につきましては、あくまでも国民健康保険に加入している方々が使用する医療費について給付を行うという目的を持った会計でありますので、一般会計から繰り入れるということになりますと、一般会計の被用者保険の方々の税金が二重に使われてしまうということになってしまいまして、好ましいことではないというふうに考えますので、繰り入れは考えてございません。

また、65歳以上からの年金天引きの件につきましては、詳細についての情報は私どものところではまだ持ってございません。

以上であります。

議長（仲沼義春君） ほかに、質疑ありませんか。

14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） 再度伺いますけれども、国保についてはあくまで加入者負担ということで、一般会計からの繰り入れは考えられないということではありますが、このことについては、もし一般会計繰り入れを行うとすれば、上からの強い指導はあるかと思いますが、ペナルティー等はあるのかどうか、お尋ねいたします。

議長（仲沼義春君） 質疑に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 14番議員の再質問にお答えいたします。

一般会計繰り入れに対するペナルティーでございますが、国の方からの指導では、一般会計からは繰り入れないようにという指導でありまして、特別ペナルティーという話は聞いてございません。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 今回のこの国保税の改正について伺っておきます。今、円谷議員からも質問し、また答弁もあったように、一般会計からは出せないと、それにペナルティーがあると。過日の新聞で、鏡石町が国保税の一人当たりの負担額が県内で12番目という内容であります。当然、町としても認知していると思います。その中で、やはり医療費が高い要因ですか、これは多分各市町村の事情もあると思います。その点、どういう要因か。そして、今回この保険税の改正によって、特にこの介護保険が負担増となるという内容について伺っておきます。

議長（仲沼義春君） 質疑に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 7番議員のご質問にお答えいたします。

医療費の高くなる要因は何かというお尋ねでございますが、これにつきましても過日の全員協議会中で申し上げましたが、町の医療給付費がふえていくという状況であるということでございます。原因については医療機関に行く方々が多くなって医療費が高くなるということであると思います。また、介護納付金の負担金が高くなっているということもございますが、これにつきましては、国の方からは、介護納付金につきましては町の負担金ということであるわけですが、この負担金について、今までずっと抑えてきたわけでありまして、これを段階的に上げているというような状況で、平成19年度においても上げざるを得ないということで上げさせていただきました。

以上であります。

議長（仲沼義春君） 7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 地域の実情、医療機関が多いということで、医療機関にかかる環境であるというふうな感じに受けたわけでありまして、やはりこの国保税というのは受益者負担が原則であるという話でございます。やはり、それらについて町として今までどんな改善策というんですか、に努力してきたかというんですか、医療費の高騰を抑えるという事業がかなりあるわけでありまして。先ほど町長の説明の中にもあったわけでありまして、医療費を抑えるという努力はどうだったのか、その点も質問しておきます。

議長（仲沼義春君） 質疑に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 7番議員の再質問にお答えいたします。

医療費を抑える努力はどのようなものがあったのかというお尋ねでございますが、これにつ

きましては給付側といたしまして、我々としては人間ドックとか、あるいは健康づくりのPRパンフレットの配布、あるいは予防側としては保健福祉課でございますが、各種の健康づくり教室などの開催、あるいは公民館事業の中でも健康づくりへの取り組みというふうな事業が挙げられます。

以上であります。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

4番（今駒隆幸君） 4番、今駒です。

先日の全員協議会でも何度も話したんですけども、やはり国民健康保険に加入している方からこれを取る。多くの方が加入しているわけなんですけどね。今の社会状況で、皆さんもお話ししているけれども、鏡石においては給料が上がったとか、余りそういう景気のいい話は全然聞かないですね。どちらかといったらリストラされたとか、特にシングルマザーの方で仕事がなくて困ったとか、そういう話をよく僕は聞くんです。

そういった中で、円谷寅三郎さんとかの話というのは、やはり私なんか聞くと多くの方の負担をするなら、そういう税金の投入も一つのあり方ではないかと。なぜかといったら、やはりみんなから税金を取るといのは、上げるというの、今の時期だとすごく私は大変なことだなというふうに思うんです。今、席に座って賛成しようか、反対しようか、すごくずっと迷っているんですけども、一つ、ちょっと私、お聞かせ願いたいんですけども、例えばこれが年金だとか給食費とかと同じような部類になってきたらどうなんでしょうか。それというのは、払えなくなる多くの方が出てきたらどう対処なさるつもりなんですか。例えば、国民健康保険を使えないとか、そういうことなんでしょうか。

僕が予想されるのは、上がったことにより、それで支払うことができなくなってくるのではないかなというふうに、という人も出てくるのではないかなと思うんです。今の状況でも、何名か未納なされている方とかいらっしゃるというふうな話をしているんですけども、そういう方がすごく多くなってきた場合はどう対応されるのか、ひとつお聞かせください。

議長（仲沼義春君） 質疑に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 4番議員のご質問にお答えいたします。

払えなくなる人が出てきたらどうするのかというご質問でございますが、課税につきましては被保険者の所得、あるいは資産、そういったものを把握しまして、課税しているということでございますので、そうした中では払えなくなるというふうな理屈というのは成り立ち

ませんので、そういったことは特別考えておりません。

以上です。

議長（仲沼義春君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

4番（今駒隆幸君） 4番、今駒です。

払えなくなるというのは、現状で払っていない方もいらっしゃるんですよね。それ、全員が払っているんですか。現実に払っていない方がいるということは、払えない方もいるというふうにもとらえるべきだと私は思うんです。だから、今課長が言われることはよくわかるんですけれども、例えば給食費の問題だって年金の問題だって、ほかの国から比べれば、この国の国民ほど、本当に税金を何も言わず払ったりする人はすごく珍しいと言われているんです。でも、例えば給食費だってみんなちゃんと理解していて、やはり払わなかったりするわけですね。

だから、僕が言いたいのは、そういう人が多くなってきた場合はどう対処なされるのかなということなんです。これ、今のうちだったら、まあ少ない人数だから対処できるということだったらいいと思うんです。例えば、では給食費も年金も、この法案をつくった人は、まさかこんなに払わない人がいるとは思わなかったんだと思うんです。だから、僕が言いたいのは、例えば円谷寅三郎さんとかの話の聞くと、考えは違うかもしれないけれども、そういう税金の投入の仕方もあり得るのではないかという考えなんです。

だから、払えない人が1人でもいる限り、払えないとは、絶対僕は言葉は言えないと思うんです。その見解をちょっと、私の考えの見解とちょっと違うと思うんですけれども、その考えを伺いたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（仲沼義春君） 答弁を求めます。税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 4番議員の再質問にお答えいたします。

現実に払っていない人がいるということでございますが、現実に払っていない人というのは、今は事情があって払うということができないということで解釈しておりまして、いずれは払っていただきたいという町の姿勢でございます。

以上です。

議長（仲沼義春君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

4番（今駒隆幸君） よくわかりました。ただ、僕、課長、よくわかりました。もちろん払っていただけないと 払っていただくのは当たり前なんですけれども、ただ、課長、よく聞きたいのは、ではその人数がふえてきた場合は対処できるのかということなんです。結局

その方らは、もし仮にそういう国民健康保険とか鏡石町の人が多く使えなくなるということもないわけではないでしょう。だから、みんな払いたいと思うんです、税金ですから。ただ、例えば給食費だとか、さっきの年金も、先ほども言いましたけれども、システムの問題もあるけれども、基本的には、日本人ほど税金を払う人種はいないんです。だから課長、僕が聞きたいのは、ではどうなのかな。もう行く行く払うけれども、その人数が、では今払えませんかという人がすごく多くなってしまったらどうなのかなということなんです、僕が聞きたいのは。

だから、そういったときにはどう　それでも、このシステムは対応できるんですか。僕はただ、ちゃんとした理由があって値段を上げるというのはちゃんと理解はできるんですけども、ただ、僕が今ずっと議員さんらの話も聞いていると、一つのあり方としてそういう税金を使ってそういうふうなやり方もできると。課長の言い分もよくわかります。ただ、上げたときに、では鏡石の人らが支払えなくなったというふうな人が多くなったとき、対処できるんですか。それをちょっとお聞かせください。

議長（仲沼義春君）　答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君）　4番議員の再々質問にお答えいたします。

人数がふえてきたら対処できるのかというお尋ねだと思うんですが、税務町民課といたしましては、人数がふえないように早目の手当てをしております。また、人数がふえないように税率を抑えたり、基金から繰り入れを行ったりということで、早目早目の対応をしているという状況でございます。

以上です。

議長（仲沼義春君）　13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君）　13番の円谷寛ですが、6月議会は別名を国保議会というふうに位置づけられてもいるわけですから、大いにこの問題は議論をして、もっといい中身はないのかという模索を、議会も執行も一緒になって考えなくてはならないという問題だというふうに思います。町民は大変、本当にこの国保税の負担にはあえいでいます。正直言って、私自身もこの負担は限界だというふうに思っています。だから、この国保財政をどうやって軽くしていくのかということ、みんなして知恵を出し合って考えていかななくてはならない時期に私は来ているのではないかというふうに思うんです。

だから、いろいろ出されている意見は一つ一つもっともなんですけれども、14番議員の言ったように税金を投入して国保税を軽くする、手法としては非常に簡単なんですけれども、

これはいろいろ制約があるんですね。もちろん町の財政は未曾有の危機的な状況にあるわけですから、これは簡単にそれが許されるのかといえば、私はかなり疑問に思うわけです。ならば、どういうふうはこの国保税を安くしていくのかということ、やはりもっと掘り下げて考える必要があるのではないかなと思うんです。

やはり私は、先ほどもちょっと出たんですけども、医療費を安くすることしかないんですね。その一つはやはり予防治療といいますか、予防医療といいますか、そういう方にもっとお金をつぎ込む。町費を上げてつぎ込む。国保税を軽くするために、直接国保税のために町が負担を肩がわりするようなやり方は無理があるので、そうでなくて、もう少し医療費がかからないように、いわゆる皆さんの健康、町民の健康をどういうふうにして増進をしていって医療費を安くするのか。こういうことをやはり考えることが大事だと思うんです。ですから、そのために一体何があるのかということ、みなして考えていけば、私は2つほど提案したいんですけども、一つはやはり、今テレビで盛んに黒柳徹子さんとか有名なタレントを使って、ある医療メーカーがやっているんですけども、ジェネリック薬品というものをもっと普及をさせるべきではないかなと思うんです。

というのは、新薬というのは特許料とかいろいろ入って非常に高くなっているんです。でも、ほとんどの病気に対する治療薬というのは、そういうものでも十分間に合うんだと。しかし、医者が高い薬を使えばお金になりますから、これは高い新薬を使いたがります。しかし、我々の方から運動として、もう少しジェネリック薬品を使うべきだというふうなことを町民にアピールをして、町民の方からお医者さんにジェネリック薬品というものを使っていただけませんか。テレビコマーシャルでもやっていますけれども、そういう取り組みをやはり一つはすべきではないかなと思うんです。非常に薬品が高くなっている。これが医療費をかさ上げしている大きな原因ですから、一部製薬メーカーの利益にばかり奉公しているような医療であってはならない。そういう意味で、このジェネリック薬品というものの普及というものを、やはり町民運動として我々は取り上げていく必要があるのではないかなと思うんです、一つには。

あともう一つは、やはり健康を増進させるためにどうすればいいのかということになれば、我が町では、大変県内でもほかの町村にないような施設があります。それは温水プールです。これはもっともこのために活用すべきではないかなと思うんです。隣の矢吹町は非常に介護保険料なんか安いんですけども、私はこの矢吹のあゆり温泉と温水プール、これは大きく貢献しているのではないかなというふうに見ています。というのは、矢吹の町では温水プールは60歳以上はただで町民に開放しているんです。これはもう画期的なことだと思うんです。さらに、あゆり温泉に至っては70歳を超えますと、1日入っていても100円しか負担金をとらないんです。こうやって健康増進のためにそういう施設を積極的に活用している。

そのために利用者も大変にぎわいを見せているんです。プールなども非常に利用者が多くて、1日4回フル回転をしてやっている。あゆり温泉なんていうのは指定管理者になってからは1カ月1回しか休みをとらないで運営をして、多くの町民から喜ばれているという実態があるわけです。こういうものをもっと活用する。我が町には温泉はございませんけれども、少なくともプールについては健康増進のためにもっともっと活用していいのではないかと。8割は町外の人が利用しているというのでは、毎年これほど多額の負担を町でしながら、12億円もかけてつくっておきながら、その活用については全く私は不満であります。もう少し活用する施策をとるべきではないかと。

教育長と議論したときに、指定管理者になれば無料券はなくなるというふうなことを教育長が言って、私が強く反論して、教育長はその無料券は出すようにしますという答弁をしたと思うんですけれども、まだ配られていないんです。その無料券などもやはり配るべきだし、もっと枚数をふやして、もっと町民が、せっかくなつくた施設ですから、これは使わなくなると一定程度の料金はかかるわけですから、もう少し町民に回数を、もっともっと枚数をふやしてどんどん使ってもらう。そういうのが健康の増進のために大事だと思うんです。

ですから、先ほどの答弁を聞きますと、税務町民課長ばかり答弁しているんですけれども、私はそうではないと思うんです。やはり町長、副町長あたりがもっと積極的にこの問題を答弁して行って、みずからの問題として、今、国保税の負担にあえいでいる町民に対して、町政はどういうふうにしてこたえていくのかということをお答えすべきだ。特に町長、副町長、さらには教育課長なども、保健福祉課長もそうだと思います。ぜひそういう、町民全体の論議の中でこの問題は解決していくべきではないかと思っておりますので、二、三の提言をしたところでございます。よろしくご答弁の計らいをお願いします。

議長（仲沼義春君） 答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 13番議員のご提言に対して答弁を申し上げます。

まず、国保税を安くしていく方法ということで、2つほどご提言いただいたんですが、1点のジェネリック医薬品の普及の取り組みというんですか、これにつきましては大変、町としても好ましいことであって、恐らく医療費の削減に結びつくものという内容では考えております。しかしながら、これは医療機関との関係もありますものですから、前にもちょっと関係機関といろいろ話を伺った中では、積極的にはどうかかなという疑問がありましたので、大変貴重な提言というふうに受けとめておきまして、折あればそういったこと、話し合いをしていきたいと、そんなふうに思います。

2つ目の町内の健康づくりに役立つ施設の活用ということでございますが、これにつま

しても予防の立場からすれば大変好ましいことであって、大いに活用していただければ、健康づくりにもつながるのかなと、そんなふうにも思っております。なお、この施設の活用につきましては関係機関とよく話し合いをしまして進めていくように努力したいと思います。

以上であります。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） ただいま13番議員の方からご提言がありましたプールの利用券について、さきの全員協議会の中でご提言がありました。今回4月から指定管理者制度に移行しましたがけれども、移行した会社と町との契約の中に町民サービスの維持ということで、その契約も入っておりますので、来月になるかその次になるかわかりませんが、町民に広報の中に利用券をつけて配付するというので、今進めております。ご理解いただきたいと思っております。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を行います。

初めに、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 発言なしと認めます。

次に、賛成発言の討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） なしと認めます。

以上で討論を終了いたします。

議案第2号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第6、議案第3号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第2号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、大河原直博君。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） ただいま上程されました議案第3号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、後期高齢者医療のシステム導入と、スマートIC関連の事業費に係る補正が主な内容でありまして、第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に5,440万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,440万円とするものでございます。

第2条では、7ページの「第2表 地方債補正」のとおり、道路整備事業費を3,600万円から5,560万円に変更するものでございます。

詳細につきましては、8ページの事項別明細書によってご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

副町長（大河原直博君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議をいただきまして、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 13ページ、都市計画費、都市計画基礎調査委託料ということで300万円上がっているようです。この内容について伺っておきます。

議長（仲沼義春君） 質疑に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

都市計画の基礎調査の委託料の件でございますが、都市計画の基礎調査につきましては、都市計画法の第6条で定められておりまして、県がおおむね5年ごとに実施する都市計画に関する調査でございます。

内容につきましては、都市計画区域の人口、それから市街地の面積、土地利用等の現況及び将来の見通しなどについて調査をするものでございまして、今回から国の方の定められた中で、国土交通省の中に国土地理院というところがあるんですけれども、そういった国の方

の機関が中心となって電子国土を目指しているというような内容から、今回の調査からGISということで地理情報システムを採用した調査になっておりますので、それに伴う調査委託料でございます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第3号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第7、議案第4号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第4号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、角田勝君。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 議案第4号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。このたびの補正の内容につきましては、国保事業の円滑なる事業を実施するために、財源について国保基金の一部を充てるものでありまして、歳入歳出の総額に変更はございません。

詳細内容につきましては、18ページから事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 以上であります。

ご審議いただきまして、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 13番ですが、今、説明された歳出の中の20ページの収納率向上特別対策事業費として説明欄で使用料及び賃借料、公用車リース料17万5,000円と入っているんですけども、17万5,000円で、これは期間はどのくらい借りてどういうことをやるのか、ちょっと説明いただきたいと思います。

議長（仲沼義春君） 質疑に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 13番議員のご質問にお答えいたします。使用料及び賃借料の公用車のリース料でございますが、この17万5,000円につきましては単年度分ということでございまして、都合5年間のリース料ということで、一般会計の徴税費の方と一緒に合わせてのリース料ということでございます。

以上であります。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第4号 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休会について

議長（仲沼義春君） お諮りいたします。

議事の都合により、6月8日から6月10日までの3日間、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、6月8日から6月10日までの3日間、休会することに決しました。

散会の宣告

議長（仲沼義春君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時33分

平成19年第1回鏡石町議会定例議会会議録

議事日程(第2号)

平成19年6月11日(月)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1は議事日程に同じ

追加日程第2 決議案第1号 閉会中の先進地行政視察調査について

追加日程第3 議会運営委員会所管事務調査の申出について

追加日程第4 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

出席議員(14名)

1番	深谷 莊一君	2番	今駒 英樹君
3番	渡辺 定己君	4番	今駒 隆幸君
5番	根本 重郎君	6番	大河原 正雄君
7番	柳沼 俊行君	8番	今泉 文克君
9番	仲沼 義春君	10番	木原 秀男君
11番	菊地 栄助君	12番	小貫 良巳君
13番	円谷 寛君	14番	円谷 寅三郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊 政雄君	副町長	大河原 直博君
総務課長	木賊 正男君	税務町民課長 参事兼課長	角田 勝君
健康福祉課長	今泉 保行君	産業課長兼 農業委員会 事務局長	面川 廣見君
都市建設課長 参事兼課長	椎野 優偉君	上下水道課長	小林 政次君
教育長	佐藤 節雄君	教育課長	遠藤 栄作君
会計管理者 兼出納室長	八巻 司君	教育委員会 委員長	稲田 耕祐君
選挙管理 委員会委員長	曾根 巧君	農業委 員会長	會田 栄夫君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局
局 長

面 川 武

主 任 主 査

大 河 原 久 美 子

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（仲沼義春君） これより本日の会議を開きます。
会議規則第2条による欠席の届け出者は皆無であります。
本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

一般質問

議長（仲沼義春君） 日程第1、一般質問を行います。
一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

今 泉 文 克 君

議長（仲沼義春君） 初めに、8番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。
8番、今泉文克君。

〔8番 今泉文克君 登壇〕

8番（今泉文克君） おはようございます。

8番、今泉文克でございます。

平成19年6月鏡石町第1回議会定例会において、一般質問のトップを務めさせていただきます。
定例会にて質問するところでございますが、私も4月17日の鏡石町議会議員選挙には、町民の皆様のご支援を賜り、3度目の町政の場に送っていただき、心新たにまたこの重要性を再認識したところであります。今後4年間、1万2,700余名の町民の皆様、住んでよかったと言える鏡石町づくりのため、誠心誠意、町議会議員の責務に邁進する覚悟であり、多くの皆様方のご指導をこの席からもお願いするものであります。

今、国政では7月22日投票の参議院議員選挙に向けた多くの政策が話題となっており、それらは各報道等でも報道され、政策が訴えられております。今では、考えられないような社会保険庁の消えた年金5,000万件というふうな、1億の人口の中で半分の5,000万件というふうな数字が出てくる年金にかかわる記録不備問題、それから、学校教育週5日制を導入したところでございますが、それが新たに教育会議の中では土曜授業の再開等も今言われているところでございます。それから、私たち地方に住む者にとっては非常に残念でありませんが、地方と大都市の格差解消、貧富、教育、文化等いろいろあるかと思いますが、それらは拡大する一方でございます。また、5月15日には会津若松で、高校生による母親殺害というショッキングな事件の発生があり、家庭教育、学校教育、そして社会教育の重要性を強く感じるところでございます。

また、我が町においては、悪い話も幾つかはあるかもしれませんが、新聞等で報道されておりますのは、鏡石第一小学校が読書活動優秀実践校文部科学大臣賞を受賞したり、県の高校体育大会陸上においては、柳沼志帆選手、正木友佳子選手が優勝するというふうな榮譽もあり、また、柳沼選手、森尾選手、面川選手等については入賞するというすばらしい我が町の未来を担う子供たちの活躍が報道されております。

それから、この30日には、前の消防団長である真島鉄夫氏の叙勲の祝賀が開催されるということで、これら多くの町民、皆様の努力がこういうふうな結果になっているんだという思い、心よりお喜びを申し上げるところでございます。

さて、今回の町議会議員選挙では私も幾つかの公約を掲げ、そして、皆様に訴えてきたところでございます。その中から、今身近な事項を3点ほど今回一般質問として通告いたしましたので、順次町当局に質問をいたします。

質問第1は、特別養護老人ホームの新設についてお伺いいたします。

政府は、2007年の高齢化社会白書の発表では、65歳以上を高齢化率と呼び、全国で2005年には20.1%の比率で、5人に1人が高齢者であるというふうに発表されました。それから、2055年には、これら的高齢化率が40%以上となり、2.5人に1人が高齢者であるという前例のない高齢化社会に進もうというふうなことを発表しております。

高齢化というと、ややもすると悪くとらえられがちですが、政府の発表の中では貴重なマンパワーとして、それから、その方々が地域の中で活躍する政策を出していくというふうなことで言っておられます。大変すばらしいことだなというふうに期待もしているところでございます。

我が鏡石町におきましては、皆様もご存じのように、昭和60年の年には、高齢者が1,124名で9.5%という一けた台でございました。しかし、平成2年には1,393名、11.5%、それで平成17年におきましては2,419名、19%というふうな20%に近い数字になっております。

これは、戦後の団塊の時代も踏まえながら、あるいは長寿高齢化の時代もありますから、当然のことながら、高くなっているのかとは思いますが、我が町はそれでも県内では高齢化率は下から3番目ということで、若い町ということで発表されております。

そんな中で、高齢化に対する国の政策は、在宅から特別養護老人ホームに移行している政策が数多く打ち出されております。今、我が鏡石町も、高齢化社会に対応する施策の早急な方向づけが求められていると思います。

町にもありますが、特別養護老人ホームの今後の対策を質問いたします。

町内高齢者の特別養護老人ホーム施設への入所待機者の実態をお伺いします。

現在の待機者数、あるいは入所状況、そのような対応予定等についてどうなっているのかを第1点目としてお尋ねさせていただきます。

2点目は、鏡石町が関与しておりますところの社会福祉法人岩瀬福祉会特別養護老人ホーム、鏡石ホーム、長沼ホーム、天栄ホームというふうに3ホームあるかと思いますが、特老の中で特別養護として17年10月に天栄村を開設して、それを含ますと150床、それからショートステイが40床で運営されております。天栄村のホームについては、11億3,300万円ほどの建設費でつくられております。

その中で、5月29日に隣の須賀川市の介護保険運営協議会で審議されて発表されましたところの須賀川市社会福祉法人いわせ長寿会が須賀川市の旧岩瀬村矢沢地内に建設、19年10月に着工して、20年10月に開設する予定で進めております特別養護老人床が50床、ショート20床、計70床の開設が決定したというふうに報道されておりました。

今までこの特別養護老人ホームについては、岩瀬福祉会というものが大きくかかわっており、鏡石ホーム、長沼ホーム、天栄ホームとも岩瀬福祉会が運営してきたところでございます。

このように、今回須賀川市に設置予定されております「仮称」いわせ長寿苑の設立には、我が町の関与はあるのかどうか。また、社会福祉法人岩瀬福祉会との関係は生じてくるのかということ、第2点目としてお尋ねさせていただきます。

3点目は、民間型の特別養護老人ホーム設置推進についてであります。

鏡石町の岩瀬福祉会鏡石ホームにつきましては、皆様もご存じのように、あの高台の緑の中のすばらしい環境の中で運営されております。高齢者の方々がそこでゆっくりと心を休めながら、そして四季の施設の移り変わりを見ながら今後の健康が回復することを望みながら、皆さんが知っておられるすばらしい環境であるというふうに私は思っております。

しかし、天栄ホームのように、建設すると同じく10億円からの財政負担が生じてくるということになりますと、多くの意味で入所者、あるいは町財政にもかかわる部分が生じてくると思います。

これから新たに町が特別養護老人ホームを設置しますと、今厳しい財政の中で10億円からの財政負担が当然のことながら生じてきたときに、厳しいものがあるというふうに私は思っております。

しかし、この高齢化率の上昇、そして在宅から老人ホームへの政策転換、そういうことを考えますと、今後老人ホームの建設はもっともっと必要になってくるだろうと思います。そのことによりまして、老人ホームで働く方々の雇用の場が生じたりして、またその方がそこで働くことによって、多くの町内における活性化も生じてくるだろうというふうにも考えられます。

町民と、そして高齢者の方々が安心のできる生活の場づくりとして、今後ともこの老人ホームというものは求められてくるだろうというふうに推察するところでございます。

よって、現在の特別養護老人ホーム、鏡石町ホーム周辺においては、緑も多くて高台で見晴らしもよい環境にあります。高齢者が今後の老後の生活によい場所であるというふうに思いますので、民間型の施設の誘致等を図ることを私は推進したいと思いますので、町当局としては考えられないかをお尋ねいたします。

質問事項第2点目になります。

県中地域水道用水供給企業団今出ダムの今後と我が鏡石町上水道の水需要についてお伺いいたします。

去る5月31日、議会臨時全員協議会において、水企業団理事会の今出ダムにかかわる現況報告説明が町長の方よりありました。今日までの経過につきましては理解したところであります。しかし、本今出ダムは、昭和58年から県中南部地域水源開発としてスタートして以降、平成元年には国がそれらの実施調査を採択して収量サイトで日量1万2,000トンに決定したというふうに聞いております。

平成8年には、報告にもありましたが、我が鏡石町は日量3,340トン、総水量の11.6%の申請をしており、隣の須賀川市は1万2,714トン、44%という数字をここで決定したというふうに記載されております。合計1万2,000トンから、そこで2万8,800トンというふうな約3万トンダムに決定したというふうになっております。

その後、今日までいろいろ紆余曲折があったところでございます。周辺のダムの関係者の方々、あるいはダムサイトを1キロ上流に上げたりというふうなことで、何とか地元の同意も得られ、23年完成を目指して今日まで我が町も相当のかかわりを持って歩んできました。

事業費としては586億円、あるいは配水管の布設工事で240億円、合計826億円という大事業であるというふうに聞いております。将来の我が鏡石町の飲料水確保の基本計画であったと思います。議会におきましても、今出ダムの研修については11年、13年にもやりましたし、16年9月28日には現地調査をし、詳細について説明も聞いて進行をしてきたところでございます。

しかし、その13年に須賀川市から基本計画であるところの水量の水需要を見直し、申し入れが発生しまして、大きくここで方向が転換してきました。19年、ことしの2月8日には、ダム参画水量1万8,800トンで公表、平成13年に見直しして合意をして歩んできました。

しかし、また大幅な須賀川からの減水の要望があり、この6月1日の理事会においては、やむを得ず今出ダム利水事業撤退の決定ということは、大変大きな問題を提起していることを私は強く感じるところでございます。

鏡石町の上水道事業計画の基本でありましたこの今出ダムでございます。12年間にわたってそれらに向けた上水道事業を進めてきたところでございますが、大きな見直しの必要性がここで生じてきてしまったと思います。

我が町の飲料水は、昭和30年後半に、もう今40年以上経過しましたところの老朽化した旭町水源を初めとして、地下水依存で歩んでおります。しかし、今後の飲料水の安定供給には大きな不安を抱える上水道事業となっていると思います。

よって、通告しております県中地域水道用水供給企業団今出ダム建設計画が、大幅な見直し、または中止というふうなことの状況はどうなっているのかということで、新聞報道にもありましたが、再度ここで町当局に進行状況はどのようになっているのかをお尋ねさせていただきます。

2点目は、本事業の中心的水需要を求めておりました44%のシェアを持っておりました須賀川市の動向が、広域行政組合の運営を大きく左右しております。

近年、地域中心的行政の須賀川市の行政方向は、我々を取り巻く周辺町村の行政方針を大きく計画を左右し、今出ダムもしかり、それから過去には消防支部の脱退とか、公立病院運営の対応とか、それらもありますが、今出ダム対策を決定する大きな須賀川が1万3,240トン44%から、1,724トンに減水、そして今日は石川町が7,100トンということで、大きな須賀川と石川の両市町の方向が今出ダムを左右していると思います。

これらの、須賀川と石川の両市町の方針等はどのようになっているのでしょうか。今出ダム中止は、飲料水確保というだけではなくて、大切なのは、忘れられておりますが、治水事業もあったということでございます。あの川の水はすべてが阿武隈川に流入し、鏡石町の成田においては記憶にも残っておりますが、大はんらんをあの阿武隈川がして、我が町の洪水の対策等にも影響するこの今出ダムの事業でございます。

この今出ダムと、それから水需要の3点目は、鏡石町飲料水の新たな確保と隣接市町村との関係についてお伺いします。

給水戸数が4,000戸、人口1万1,700人、1日の給水量が3,600トンというのが今我が町の置かれている水需要かと思えます。旭町、桜岡、そして成田の3水源を使って3,800トン今のところ供給をしておるといふふうに伺っております。

しかし、これらはすべて地下水源に頼っておりまして、この水源の枯渇、あるいは何かあった場合の対処が大きな問題となると思います。高久田にも水源としては3本の井戸が掘られておりますが、今後これらを供給するとなると、施設工事、それから受水池工事、配管工事、そういうことになりましたと、約30億円ほどの建設費となるというふうにも報告されておりますが、大変な財政負担となってきます。

私は、このようなとき、町単独でこの水のない鏡石町の地下水ばかりを、頼る町の飲料水行政から近隣市町村からの供給確保も考えていかなくちゃならないかと思われまので、それが可能かどうかを町の方にお伺いするために、接点、そして飲料水供給要請等の近隣町村にどのような考えでおられるのか、執行の考えをお尋ねさせていただきます。

質問事項最終3点目になりますが、鏡沼公園にトイレは設置できないかということで質問させていただきました。

鏡石町町名由来の鏡沼公園でございます。町にもたくさんの公園が設置されておりますが、ほんの田んぼの中にある30アール足らずの小さな公園でございます。その中で連日、今このようにさわやかな季節になっておりますと、親子連れの子供たち、それから多くの方々があの少ない遊具を利用しながら遊んでいる姿を毎日のように見ております。

たくさんの家族が訪れて楽しんで、親子の触れ合いや自然と触れている場を、アヤメを見たり、あるいは近くの昆虫、動物を見たりしながら、子供たちが楽しんだりしている姿が多く目についている毎日でございます。

ご承知のように、あそこは松尾芭蕉の歌われた「奥の細道」に由来するかげ沼公園というふうになっております。須賀川市の方からも、松尾芭蕉にかかわるこの由来を記した碑があそこに設置されまして、それらを見に来たり、たくさんの方々が「奥の細道」の場所として訪れて、その碑を見、あるいはいろいろなことを語っております。

また、つい先日でございますが、福島テレビの自転車で県内の町村を歩いているイグサさんが、ちょうど撮影に来られておりまして、あその鏡沼公園のところではしばらくの間撮影して、いろいろ鏡石町のことを紹介していることが録画されていたところでございます。

大変小さな公園ではありますが、田園の中にある小さな公園で、しかし、町名由来の公園でもあり、多くの方々がそこで時間を過ごしているということを考えますと、1つ欠けているものがあるなとも思っているところでございます。

それは、通告しておりますが、トイレがないということです。あの公園の中に遊びに来る方々というのは、大変その部分でよく聞かれます。トイレはないんですかというふうなお話をされます。子供さん、それから女の方々がそこで不便を来しているということがいつも聞かれております。

そういう観点から見ましても、このたびあそこには電気も引かれまして、そういうふうな設備も整ってきております。トイレというものは公園施設には大変私は整備の1つとして重要性のあるものであると思いますが、トイレの設置は町としては考えられないかをお尋ねいたしまして、1回目の質問を終わりにいたします。

議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 8番、今泉文克議員の質問にお答えいたします。

私からは2番の今出ダムの今後と水需要についてお答えをいたします。

現在の進行状況についてでございますが、5月31日の臨時全員協議会並びに今議会初日の

説明で既に報告説明しておるところでございますが、5月30日に開催された企業団理事会において協議されました今出ダムの利水計画については、これまでの協議経過や今後の社会情勢を踏まえ、安定した水の確保の必要性を十二分に認識しつつも、これら企業団事業をめぐるさまざまな状況を総合的に判断し、事業の継続は極めて困難であり、各団体においては、企業団事業にかかわる計画を策定し、住民生活に影響を与えないように努めることとしたところでございます。

企業団といたしましては、これらの案を踏まえ、改めて事業評価を受けていくとの結論に至ったところであります。代替案作成の準備を各自治体で現在のところ進めているところであります。

次に、須賀川市及び石川町の方針等についてでございますが、両市町については企業団の構成市町でございますので、先ほど申し上げたとおり、他の構成市町村と同じく現企業団事業にかかわる計画を策定し、事業評価を受けることとなります。

近隣市町村からの供給要請についてでございますが、今回のそれぞれの代替案の策定の中で、本町の将来の水需要について見直し、その中で調査研究してまいりたいと考えております。

私からは以上でございますが、そのほかの質問については担当課長等の方からお答えをいたさせます。

議長（仲沼義春君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） おはようございます。

8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

大きな1番の特別養護老人ホーム新設についてのご質問でございますが、初めに、町内高齢者の特老施設への入所待機者の実態と対応予定についてでございますが、入所待機者は6月1日現在、鏡石ホーム35名、長沼ホーム14名、天栄ホーム25名、合計74名となりますが、重複申し込みがあるために実数は56名となっております。

対応につきましては、民間施設を含めそれぞれのホームの入所への順番待ちであることから、在宅介護での支援となっております。

次に、今回、須賀川市に設置予定の「仮称」いわせ長寿苑の設立につきましての町及び社会福祉法人岩瀬福祉会との関係についてでございますが、今回の老人福祉整備事業は、社会福祉法人「仮称」いわせ長寿会という民間企業が設置を進めているものと聞いております。

計画は、須賀川市の介護保険計画に基づき進められるものでありますので、鏡石町及び岩瀬福祉会が関係するものではありません。

なお、特別養護老人ホームの数の増加という点におきましては、本町の入所希望者にとり

ましても選択肢がふえることから、待機期間の短縮につながることを期待されるところであります。

次に、3)の民間型の施設の誘致についてでございます。

特別養護老人ホームの施設整備計画につきましては、国の計画基準、また福島県の介護保険事業計画、そして町の介護保険事業計画に基づき整備が進められるものであります。

第3期の計画は平成18年度から平成20年までとなっており、県中地方圏域における施設整備計画は圏域の全施設を勘案して県において計画するものであります。

今後の施設整備は、第4期計画以降において、県中地方圏域の需要状況により認可されるものであります。国の認可方針に変更があれば、認可を受けられる可能性もありますが、本町としましては、国の方針と将来の施設の需要動向や介護保険財政を見きわめながら検討すべきものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） おはようございます。

8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

3番の鏡沼公園のトイレ設置についてでございますが、鏡沼公園は昭和44年12月に町指定文化財の第1号として認定されました鏡沼跡が、その周辺を含めたかげ沼周辺整備計画に基づき、平成元年度のふるさと創生事業の一環として整備されたことにより、隣接する敷地を鏡沼跡地公園として平成3年度から3カ年間で整備され、現在まで文化史跡と一体的な利用がされてまいりました。

トイレ設置につきましては、水道工事や電気の引き込み工事を行うようになることから、多額の事業費が必要となりますので、今後の財政状況を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 今泉文克君の再質問の発言を許します。

8番、今泉文克君。

〔8番 今泉文克君 登壇〕

8番（今泉文克君） ただいま今出ダムにつきましては、町長の方からは全協とか、そのほかでもお話も伺っていますので、お話を伺う前に私の質問通告が出ておりますので、3回くらいお伺いするようなことになりまして、また、私の後に柳沼議員の方からも、今出ダムについては別な視点から通告されておるようでございますので、今後飲料水確保、それから治水事業、それも確認しながら、我が町の安定した水需要に対応していただきたいというふう

に思っておるところでございます。

それから、鏡沼につきましては、財政状況を見て今後検討していただくということでございますので、いち早い財政確保をお願いして、進めるように求めていきたいなというふうに思っております。

1番目に通告いたしました特別養護老人ホームでございますが、この2つ目の須賀川につくられるいわせ長寿苑というのは、民間企業が運営するというので、岩瀬福祉会とは関係ないというふうなことでございます。そうすれば、おのずから我が町も関与はすることはないから財政的な負担もないのかというふうに思いますが、ただ、今まで鏡石町に設置されました鏡石ホーム、それから長沼ホーム、天栄ホームという3ホームとも、我々旧岩瀬郡内の岩瀬福祉会というふうな組織でもって設置運営をしているところでございます。関係行政自治体から助成が出たり、いろいろな事務手続が進められております。

そのときに、このいわせ長寿苑というのは旧岩瀬村の中に設置されるものですから、それらに対しての須賀川の方から今までの岩瀬福祉会と同じような位置づけでの要請とか話とか、そういうのはなかったのかどうか、これを確認させていただきたいと思います。

民間企業が運営しますから、このいわせ長寿苑には直接は出ないかもしれないんですが、ただ、同じ岩瀬郡内の老人ホームとして、その辺は須賀川等では岩瀬村の設置については、岩瀬福祉会、あるいは関係町村の方に何らかお話があったのかなというふうにも思いますので、これをもう少し詳しくお伺いさせていただきたいと思います。

あとそれから、老人ホームの新設につきましては、国・県・町の介護計画に基づいて行われるのはわかっておりますが、現在この待機者が3ホームの中で56名の方がおられるということは、施設1つ丸々と待機者がいるというふうに現在私にも推測されます。

その中で、今後高齢者が、あるいは介護対象者がどんどんふえる可能性が高いと思われるので、確かに国・県の県庁の許可が必要になるかもしれないんですが、待機者が多い、これから拡大する要素がありますから、先ほども言いましたように、それを町がやるということとはなかなか難しいというふうに私も改めて考えられます。

ですから、なおのこと、民間にもっと強く、我が町はそういうものに対する介護施設、あるいは老人ホームに対する施策の中で、そういうものを今後打ち出して、こういう老人ホームを新設したいというふうな民間が発生した場合には、鏡石町にその施設を建設するようなことが必ずホームページや、あるいはいろいろなところで、鏡石町はそういうものを受け入れることをすごく積極的に行政として取り組んでいるんだというふうなアピールをして、民間で運営していただいて、経費は民間で持っていただいて、雇用は町内の方々に働いていただいて、いろいろな購入も町内から行われるというふうな、町はそういう場づくりを提供してやるというふうなことが私は必要だろうというふうに。民間だけに求めるんでなくて、町

と民間とがタイアップした中でやる中において、ほかの市町村がそういうふうなことを出す前に、我が町では特老をつくるような、工業団地も完売しておりますが、特老も設置するにはしやすい町なんですと、あるいはすればいいところなんですというふうなものを施策として私は出していったらいいんでないかなというふうに提案をいたしますが、町執行の方のお考えをお伺いさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 8番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

須賀川市に設置予定のいわせ長寿苑の関係でありますけれども、須賀川市からの要請等がなかったかということではありますが、一昨年、18年でありますけれども、今回の設立に当たりまして、旧岩瀬村設置ということでありまして、須賀川市からのお話はありましたが、その段階で合併前の計画ということでありましたけれども、現時点では須賀川市における計画であるということで、今回についてはそのような負担につきましては難しいというようなお話で、一昨年そのようなお話はありました。

続きまして、鏡石ホーム周辺の新設の特養ホームの件でありますけれども、民間とタイアップした中での誘致ということがございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、現在の計画につきましては、在宅介護と予防介護というような方向に国の方でも方針が転換されつつあります。

そのような中で、第4期計画においても大きな変換はないのかなというふうに思いますけれども、いずれにしましても、国の方針や介護保険、財政等を見きわめながら民間とのタイアップ等も検討すべきものであるというふうに考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 今泉文克君の一般質問は、これまでとします。

柳 沼 俊 行 君

議長（仲沼義春君） 次に通告があります。7番、柳沼俊行君の一般質問の発言を許します。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 改めて、おはようございます。

本年4月の統一地方選に3期目立候補させていただき、無投票をもって当選の栄を受けることができました。大変光栄であり、町民の皆様方に深く感謝を申し上げます。

私は、議員として初心を忘れず、正しい批判と監視を旨として、町民の福祉向上に、微力

であります。努力いたしますので、今後とも町民の皆様の温かいご指導とご支援を賜りたくこの場をおかりいたしましてお願いを申し上げます。

私は、3期目の出馬に当たり、新時代、自治は住民のもとへというスローガンを掲げました。私の考えの一端を述べさせていただきます。

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、国と地方の関係は、従来の主従の関係から対等の関係に改まり、国の関与等の見直しを行い、法の定め範囲でしか国の関与はできなくなっただけでございます。

この法律で通達、指導が少なくなり、地方自治が確立される時代と私は思っておりました。

特に、小泉前首相が、地方なくして国はない、地方でできることは地方で、民間でできることは民間にと唱えておりました。この法により、地方分権が進み、地方の独自色が出せるように思っておりました。

私は、2期8年間地方自治に参加させていただきましたが、法律には縛りがあり、住民福祉向上に何ら変化は感じられず、住民負担が増すばかりであるように思います。

最近特に、地方自治体の自己責任を追及するようになる、あるいはそのような報道ばかりが見られてなりません。地方分権一括法、自治法、国土利用計画法等、地方発展のために再度検討いただき、地方に即した法律に改め、真に地域振興が図れる法を整備していただきたいと願っております。

地方なくして国はない、まさにそのとおりだと思っております。地方自治体は、住民と国とのほざまで今まで経験したことのない行財政改革に取り組みざるを得なくなりました。そして、地方分権とは裏腹に、国の求めにこうしなければならないようになってなりません。

景気よかったときは、税収増によりお金を使ってください、事業をしなさい、施設をつくりなさい、後で交付税で面倒を見ます。空手形でございました。無責任、公共事業至上主義が国全体に広まり、今の時代の地方自治体への健全な財政運営を阻んでいると思っております。夕張がよい例ではないでしょうか。その結果、財政破綻は住民サービスを削減し、住民負担をふやし、再建計画を立てさせて、国は団体維持を認めたのです。

国に呼応するような行財政改革を町民は望んでいるのか、国が自己責任を地方に求めたなら、地方自治体は法律という器の中でどう対処すべきか、それは町民の自己責任を増税という形で町民に感じさせていながら、改めて町民に問い直して、町民の意思で自治体に反映させる時ではないでしょうか。

そんな意味から、協働の時代であると思います。これは情報の公開です。私は、そのような考えから自治は住民のもとへを掲げました。結果責任を念頭に置き、町民の皆様とともに、未来の町のあるべき姿を声として町政に反映できるよう活動してまいりたいと思っております。

す。

過日、県の広報紙「ゆめだより」が配布となりました。町として自負できるような数字が掲載されておりました。データで見るうつくしま、子供の数のコーナーで、福島県の子供の数の割合は4月1日現在14.4%、全国平均13.6%だそうです。市町村では鏡石は県内で2位の16.3%であると述べてありました。大変誇れる若い人が多い町と私は思っております。

また、毎日新聞では、子供の誕生から高校卒業まで自治体が負担する額は、1,599万9,000円に上ると総務省が明らかにしました。このふるさと納税の議論に活用するようなことで調査したようであります。

我が町は若い方々が住みやすい環境と、保育所を初め子供育成支援事業に力を注いでいる結果であると私は感じております。ますます将来を見据えた施策が重要であり、責任があると思いつつ読んだ次第でございます。

それでは、質問に移らせていただきます。

公立岩瀬病院の改築が検討されているようですが、現在の状況を聞かせていただき、あわせて、我が町は構成団体の一員でございますので、町としての改築に対する考えを聞かせていただきます。

2点目は、先ほど今泉議員さんから質問がありましたが、私どもは全協によってこの通告後に状況は知りました。しかし、やはり水の安定供給というのは町にとって義務でございます。特に鏡石は、先ほど今泉議員さんが述べておりましたが、地下水でございます。この通告の中で一部省略して用水計画策定、特にこの中で、この間総務課から提出されました国民保護法、これによると水の供給に関しては県との協定のようでございます。防災上はどうか。この今出ダムに関しては、前よりかなり難しい事業であると思っておりますので、この辺の協定は今までなされたか、また今後協定を結ぶ考えはあるか。計画策定とあわせて答弁をお願いします。

3点目、火葬場についてでございます。

つい最近、斎場の需要は増すばかりでございます。先ほど今泉議員さんから高齢化率が高まってきている、これは年々本当に増すばかりでございます。町として、須賀川地方保健環境組合に増改築の提案をすべきと思いますが、町の考えを伺っておきます。

須賀川火葬場は昭和58年8月に開場されました。建築面積500平米弱の建物で25年が過ぎようとしています。当時、将来予測を立てて建築検討はされたと思っております。

しかし、近年事あるごとに感じる場合がございます。火葬場の予約状況で、早く送ったり、日々が長くなる場合があります。風習に逆らって進めることもできなく、日が長くなることもありますが、多くは斎場の都合で調整しているのが現状でございます。

送るのが長くなると、地域住民の方々の負担がふえ、当事者家族はもちろん、親戚まで心身と経済的負担は増すばかりでございます。

17年度の組合斎場の決算を見ますと、また利用状況を見ますと、前年比須賀川105%、708件、鏡石105%、102件、天栄村128.6%、63件、管外が101.7%、61件、合計952件でございます。鏡石町も管外で矢吹斎場を利用している方もおりますので、鏡石町の100%というのはどうか内容はわかりませんが、前年比52件増となっております。

財政が厳しい状況であるということは先ほど今泉議員さんからもお話があり、私もそう思っている状況であります。今後の予測を検討し、必要不可欠の施設でございます。増改築を提案する考えはあるかどうか伺っておきます。

国保税についてでございます。既に今議会で国保税の改定が議決をされました。今さら聞くまでもございません。しかし、高齢化による加入者の増加、団塊の世代の大量退職が目前に迫り、国保に加入する世帯はますますふえ続けると私は予想いたします。

新聞報道等によると、県内の1人当たりの保険税調定額が高いのが郡山の8万7,362円、最低は昭和村の4万2,519円との内容で、鏡石は県内で12位、8万940円となっていました。保険料が高い郡山は滞納分の一部が上乘せされているとのこと。保険料収納率が低い場合、国から調整交付金がカットされるのも保険料の差としてあらわれている。保険料のベースとなる医療費の抑制に力を注ぐとのコメントでございました。

そこで、我が町の保険料が比較的高いのはどのような要因が考えられるか。負担増を求めた理由もあわせて伺いたいと思います。

これで、1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 7番、柳沼俊行議員の質問にお答えいたします。

広域的課題に対する町の方針についてお答えを申し上げます。

その前に、柳沼議員のいろいろな所見を伺いました。自治体の履行責任ばかりが追及される昨今というようなことで、私も全く同感でございます。平成12年に地方分権一括法が施行されて、ようやく我々が自己責任、また自己決定の中で自治運営ができるのかと非常な期待をいたしたわけでございますが、一括法施行以来、全くその後地方交付税の削減、市町村の合併と、怒涛のように我々自治体を取り巻く環境が一変してしまいました。

したがって、現下の状況についてどうこれから判断し、どう自治を運営していくかということが我々の目下の最大の課題であります。そういった中において、広域的課題に対するもろもろの事業等についても大きな対応が求められているところでございますし、その判断が

非常に重要でもあるわけでございます。

そういった観点からお答えをさせていただきたいと思えます。

町の公病改築に対する方針を聞かせていただきたいということでございます。

現在まで公立岩瀬病院の改築について、特別委員会、あるいは公立病院議会等で審議されてまいりました。旧結核病棟の6、7病棟の改築について今審議されているところでございます。本議会からは、移転改築を求める意見書も提案されておるようでございますけれども、病院当局といたしましては、現下のところに改築をしたいということで、ほぼ意思が定まっているようでございます。

本町については、今まで都合20回程度改築案を検討してまいりましたけれども、当然市町村の負担が伴うということでございますし、議会の意見も十分尊重して当たらなければならないという観点から、私といたしましては、市町村長という立場と、それから病院議員という立場と二通りの立場でありますけれども、きょうはこの場では市町村長という立場で、町の財政に負担がかからないように、そして、この改築によって病院経営が円滑に運営されるのかどうか、そういう視点から今後とも意見を出し、そしてよりよい運営を求めていきたいと、このように考えているところでございます。

次に、県中地域水道用水供給企業団の今後の用水確保、それから安定的な水の確保についてということでございます。

先ほど8番議員の質問にお答えいたしましたけれども、本来であればこの今出ダムから安定的な水が供給されるはずでございましたけれども、お答えしたように、急激な社会経済情勢の変動、それから今お話ししましたように、急激な財政の悪化ということで、全構成自治体が水の安定的供給については必要性を十分に認識しつつも、この事業については極めて継続が困難であるという結論に至ったということを先ほど答弁いたしましたところでございます。

今後は本町の安定的な水確保のためには、代替案を作成しなければなりませんので、これについても今担当課の方でこの代替案の検討を今進めるところでございます。

その中で、この安定的な水の確保、あるいは用水の確保等について当然計画されるということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、用水の確保についての協定については、現在のところ何らしておりません。今後の課題ということで受けとめさせていただきたいと思えます。

それから、3番目の火葬場の増築についてでございますが、現在、須賀川地方保健環境組合で運営しております施設については、火葬炉が3基、待合室が2部屋、年間の利用件数が平成17年度で、先ほど質問がございましたとおり、管内で891件、管外で61件、合計952件の利用となっております。本町においては、利用希望日が重なったときには、やむを得ず矢吹町の火葬場に頼んで処理されているというようなことでございます。

現在のところ、増改築につきましては、組合としては計画はありませんけれども、これらの必要度が順次高まってまいりますれば、そういう課題としては登場してくるんじゃないかと思っておりますので、貴重なご意見として承っておきたいと思っております。

私からは以上でございます。ほかの質問については担当課長等からお答えいたさせます。
議長（仲沼義春君） 税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 7番議員の2番目のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1)なぜ保険税が高いのかというお尋ねでございますが、国保税の調定額につきましては、その年度内に国保の被保険者が医療機関に支払う医療費総額を推計して算出しているということでございます。

調定額の高い低いにつきましては、報道にありますように、被保険者の所得との関連や医療費との関連、あるいは公費との関連などいろいろな要素が絡み合って、特定することは困難かと思われまます。

報道中に見られます医療費の上位の市町村は、ほぼ中通りが占めているという状況を見れば、県内のどこの地方よりもぬきん出た医療機関があるために、身近で気軽に医療機関を利用しやすいということが保険税にも影響しているのではないかと、そんなふう考えております。

次、2)の負担増を求めた理由のお尋ねでございますが、これにつきましては、さきの全協でもご説明申し上げましたが、税率改正は基本的には国の医療制度改正や医療費改定に伴う町の支払い医療費に左右されるというわけでありまます。

当町におきましては、先ほど申し上げましたが、医療環境の優位性とか、医療単価が高い高齢者の方々が毎年増加傾向にあるなど、総体的に医療費が押し上げられるため受益と負担とのバランスを考えて上げるということになりました。

なお、今年度の保険税の上げ幅につきましては、金額にして年間1,230円、1.7%のアップであります。また、高騰する医療費に対しましては、レセプト点検や人間ドックの実施、医療費の通知などにより医療費の適正化を図っており、また公民館や保健福祉課とも連携して、健康づくりや疾病予防の啓発、あるいは多受診の防止、健診後の生活指導など、給付と予防双方で連携をとりながら事業を行い、町民の健康づくりを図っているところでございます。

以上であります。

議長（仲沼義春君） 柳沼俊行君の再質問の発言を許します。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 6月3日の日経新聞、78市町村が連結赤字ということで、06年度穴埋め策が必要だということで、この中で我が町も該当するような状況の内容があったものですから、再質問する前に私の考えていることをまた述べたいと思います。

今国会で、地方財政健全化法案が成立するとの内容でございます。20年度決算から適用するようであります。財政健全度を図る指標として、連結赤字比率が新たに導入されるようでございます。

全会計の標準財政に対する比率を連携実質赤字比率と述べてありました。また、将来負担比率、これは公営企業出資法人等を含めた実績も指標として導入しますということでございます。そして、今までも利用していましたが、実質赤字比率、実質公債費比率のいずれか1つでも基準を超えれば、財政健全化計画を策定して県・国に報告すること。財政の早期健全化、財政の再生等を図ることを義務づけるようでございます。

また、4つの比率のうち1つでも国の基準を超えていけば、個別外部監査契約に基づく監査が求められるようであります。

この制度を解釈すると、財政の早期健全化などは到底できることではない。これは結果的には住民負担、住民サービスのカット、あるいは増税に私はなると思っています。行財政に関する議会の監視能力が、悪く言えば、試されているように思えてなりません。

そのような一面から、あえて広域行政について再質問をさせていただきます。

公病について、経営健全化調査特別委員会、先ほど町長が述べておりましたが、約20回の会合が開かれ、そしてその取りまとめを行い、結果が出てきたようでございます。

当初の調査実行計画としては、病院改築について、2に、公病の経営と組織機構について、3に、経営の健全化について、その他2件の調査項目がありました。

今振り返りますと、経営の健全化を目的とする委員会ではなく、病院を改築する委員会ではなかったのではないのでしょうか。確かに6、7病棟は私が小学校5年のとき、現在の6病棟に手術室があり、そこで手術を受けた記憶がございます。それから50年以上経過しているのは事実でございます。町議会としても移転改築の意見書を提出いたしました。移転改築もさることながら、公設としての意義も考えなければならない時期ではないのでしょうか。

本会議初日、病院議会からの報告がございました。単純に評価すると、おこがましいところでございますが、予定貸借対照表を見ると、17年の約4億円の繰越欠損金は、18年、19年では解消されず、18年度の予定では単年度欠損金1億8,000万円、これは決算を見なければ数字の実態はつかめませんが、それを合わせると約6億円の赤字となるわけでございます。

全国の公立の9割が赤字決算と言われております。県内の公立病院もご多分に漏れない状況であります。しかし、一般私立の病院が経営できるのはなぜなのでしょう。

こんな例がございます。再建された公立の施設は病院長に経営力のある方を据え、権限を

与えたことでよい結果が出たように記述された記事がございました。改革のポイントは看護師が若い、外来患者が多い、入院単価が高い、難しい疾患を扱っている、医師の平均年齢が若い、給与が職種ごとに均衡がとれているのだそうでございます。

公病19年6月1日現在の外来診療担当医一覧を見せていただきました。診療科16のうち、曜日により変化はございますが、午前・午後の診療がなされている科が小児科、皮膚科、放射線科の3科でございます。午前みの科が8科、午後みの科が3科、1週間に一、二の科が2科のように見受けられました。午前が8時45分から11時まで、これは受付診療のようでございますので、11時まで入れば診療を受けられるのかなと私は解釈しておりますが、素人の立場からこのデータを見て感じたことがございます。午後の診療は経営上の意味がないのか、医師の不足、またその他業務につき外来が無理なのか。

私たち患者家族は働かなければ生活ができない。しかし、病院にはかかりたい。連れて行きたい。就業時間内は働きたい。でも病院に行きたい。診療時間外であるので、結果的には医療は地域密着型サービスでございますが、郡山等への患者の流出はなぜ起こるのか。それによりますます患者家族が心身、また経済的にも負担はふえるばかりでございます。

公設としての存在意義を見詰めなおし、地域の中核病院としてのあり方を改築前に議論すべきと私は思っております。そして、病院経営のあり方、施設の存続等については施設の民間移譲とかテナント方式とか株式会社等とか、話し合いの場に出してもよいのではないかと私は思っております。

先ほど町長が申したとおり、財政が大変厳しい、またこの日経新聞にもあるように、どれか1つ基準値を超えれば、当然これから国の監視、財政破綻団体と同じような管理体制になると私は思っております。

そんな一面から、地域貢献の高い患者家族に満足と信頼される医療サービスの提供、病院づくり、医師、看護師、職員が研究、研さんできる施設、誇れる病院、そして施設病院は住民が安心して行き続けることのできる地域となるのではないかと私は思っております。

これらについて、病院の課題に構成市町村の一員として望んでいきたいと私は思っております。町としての考えを伺っておきます。

次に、国保についてでございます。

先ほど説明がありました。確かに町としては各種事業、レセプトの点検、人間ドック、予防事業、給付と予防の関係をきめ細かに検討し、医療費の高騰を抑えているようでございます。

また、何で鏡石町が上位になっているかということについては、特定することは困難であると、要するに原因追及はできないということですね。

これらについて、やはりこれから事業評価というのを取り入れて、各界、あるいは横の連携をとり、そして疾病別にどんな事業がよいかを検討してからの事業計画を立てたらどうでしょうか。

今、他の町村では、事業評価制度、鏡石町も確かに集中改革プラン等の進行管理表がありますが、プラスアルファの具体的なきめ細かな事業評価プランを作成して、そして、先ほど私が言いましたが、住民に公表する。それによって医療費高騰の抑制を図る。これは効果があるかないかは別でございます。しかし、やってみることに価値はあると思います。その点、考えはあるかどうか伺っておきます。

議長（仲沼義春君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 7番、柳沼俊行議員の再質問にお答えいたします。

公立岩瀬病院のお尋ねでございますが、私は答弁する立場にございませんが、管理者でもございませんけれども、ただいまお尋ねの件については、私も議員という立場から公立病院の方に事あるごとに申し述べてまいりましたけれども、今後ともお伝えをして、そして皆様方から信頼されるような、そういう病院の経営、あり方というものを求めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 7番議員の再質問にご答弁申し上げます。

事業評価と横の連携による医療費抑制につながることを考えられると、やってみる価値があるというお話でございますが、貴重なご意見でありますので、前向きに考えていきたいと思っております。

以上であります。

議長（仲沼義春君） 7番、柳沼俊行君の一般質問はこれまでとします。

根 本 重 郎 君

議長（仲沼義春君） 次に通告があります。根本重郎君の一般質問の発言を許します。

5番、根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番（根本重郎君） 5番の根本であります。改選後初めての議会であります。3番目に質問させていただきます。

今回の統一地方選で特に注目を集めたのが、北海道の夕張市の市長選と矢祭町の町長選ではなかったかと思えます。片方は財政破綻をした市、片方は財政破綻をしないように自立を進めている町、夕張市には7人だか8人の立候補者があられ、矢祭町には告示日ぎりぎりまであられ、前の助役が責任をとった形で立候補しただけであります。

なぜ、このような形になったのか、よく分析をし、考える必要があると思っております。どちらも財政を含めた行政運営は大変だと思えます。国や北海道の支援、支持を受けて運営をした方がトップとすれば楽と考えたのかもしれませんが。自立をしていく行政のトップの責任がいかに重く、大変かがこの2つの市町のトップの候補者選で改めて認識させられました。

先日、夕張市を元気づけるためのよさこいソーラン大会がテレビで報道されておりました。マスコミ等では、これからは夕張市の報道はあると思えますが、矢祭町のことは余り取り上げないのではないかなと思っております。マスコミとはそういうものと感じております。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

初めに、総務省の頑張る地方応援プログラムの第1次募集に県内60市町村のうち6割に当たる36市町村が参加をすると新聞報道にありました。我が町も応募したとのことですが、そのことについて以下の質問をいたします。

- 1番として、どのような内容のものなのか。
- 2、応募の申請をすれば、それだけで助成金がもらえるのか。
- 3、我が町の具体的な内容はどうか。
- 4、これらの事業を行うのに市町村の負担もあると言われておりますが、町での負担はどれくらいになるのか。

これらはホームページ上だけでなく、広報等でも公表するのか。

次に、義務教育についてであります。

今、世界的に見て、日本の子供たちの基礎学力の低下が心配され、授業時間をふやすため週5日制の見直し等の是非の議論もあるようであります。週5日制が実施されたときも、ゆとり教育の名のもとのたるみ教育にはならないかとの指摘がありました。これを踏まえ、夏休みのあり方や2学期制の実施の議論も必要ではないかと思っております。

早寝、早起き、朝食を食べる、特に和食を食べる子供は学校が楽しく、また学力も向上しているとのデータが新聞に載っておりましたが、我が町の子供たちはどのような現状なのかお伺いいたします。

- 1、朝食を食べないで学校に来る子供は、一小、二小、中学校の各学年にはどれくらいいるのか。

- 2、県教育委員会発表の平成18年度の小学4年生と中学1年生の学力での我が町の子供た

ちはどれくらいの水準にいるのか。

3、4月24日に行われた全国学力テストに、我が町の小中学校も参加したと思いますが、これらは何を目的として、その結果をどのように生かそうとしているのか。

4、安全安心が叫ばれる中、子供たちが巻き込まれる事件や事故が毎日全国各地で起こっております。

そこで携帯電話や防犯ブザーを、持っている子供たちは以前と比べてふえてきているのかどうか、お伺いいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 5番、根本重郎議員の質問の2番の義務教育について回答申し上げます。

最初に、朝食を食べないで学校に登校する子供がどのくらいいるかという質問でございます。

子供たちの基本的な生活習慣の乱れは学習意欲、体力、気力にも大きな影響を及ぼしております。平成18年度に県が実施しました小中学校学力調査によりますと、朝食を必ず食べる習慣が身につけている児童・生徒の平均正答率は、すべての教科において高いという結果になりました。このようなことから、国では、「早寝早起き朝ごはん運動」を平成18年4月から実施しております。

さて、町内の小中学校の状況でございますけれども、3つに分けて項目を設けてあります。きちんと食べる、それから、2つ目が時々食べない、朝食を食べないという3つに分けて調査をしましたところ、小学生で時々食べないという児童は9.7%、食べないという児童が2.2%、合わせて11.9%でございます。中学校の生徒では、時々食べない、これが10.8%、食べないという生徒が2.6%、合わせて13.4%となっております。

なお、学力と朝食の関係については、朝食を食べれば成績が上がるということではなくて、きちんと朝食をとるような規則正しい生活習慣を身につけられる家庭環境かどうかの方が大事であると考えております。

次に、2番目の平成18年度の福島県学力調査における我が町の水準についてでございますけれども、県の学力調査については、ことしの1月に、小学校が第4学年を対象に国語と算数の2教科、中学校では第1学年を対象に国語、数学、英語の3教科を対象に学力実態調査が行われました。

県全体では、小中学校とも学力の実施状況はおおむね良好と判断できる調査結果、概要報

告がありました。県の平均からしました当町の結果は、小学校で2教科とも県平均を上回り、中学校では国語は県平均、数学においては県平均を下回っております。なお、英語については県平均を上回る結果であります。

3点目の4月24日に行われた全国学力学習状況調査の目的、それからその結果をどのように生かすかということでございますけれども、今年度から始まりました全国学力学習状況調査の目的については2つありまして、1つは全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童・生徒の学力学習状況を把握、分析することによって、教育及び教育施設の施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることでございます。

2つ目には、教育委員会、学校等が全国的な状況との関係から、みずからの教育及び教育施策の成果と課題を把握して、その改善を図ることを目的に43年ぶりに実施されております。

なお、調査結果につきましては、9月を目途に公表される予定でありますけれども、全国的な中での本町の学習状況等がわかることから、教育の成果と課題などの結果を検証して学習などの改善等につなげていきたいと考えております。

4番目の携帯電話、防犯ブザーについてでございますけれども、これまで児童・生徒の携帯電話の保有について調査は実施しておりませんけれども、今回6月4日時点での小中学校の聞き取り調査によりますと、小学校では携帯電話が8.4%、防犯ブザーが42%の保有でございます。中学校では携帯電話が19.3%、防犯ブザーが21.6%保有している状況であるとの報告がありました。

警視庁の最近の調査報告では、携帯電話の保有は小学校32.4%、中学校68.4%、高校生96%が保有しているとの報告もあります。児童・生徒の携帯電話の保有については、保護者にとっても、子供たちにとっても、その便利さから本町においても年々増加しているものと思われる。

反面、子供が有害な情報にアクセスしたり、犯罪やトラブルに巻き込まれる可能性、危険性も高まっている状況にもあることから、学校と連携をとりながら指導してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 5番議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1の頑張る地方応援プログラムについてのご質問にお答えしたいと思います。

といたしまして、頑張る地方応援プログラムとはどのようなものかについてでございますが、頑張る地方応援プログラムとは、総務省が今年度からスタートいたしました地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む地方公共団体に対しまして、地方交付税

等の支援措置を講じる制度でございます。プロジェクトの募集年度は平成19年度から21年度までの3年間であります。

支援措置の内容につきましては、プロジェクトに取り組むための経費について特別交付税措置を講じるといたしまして、具体的には、1市町村につきまして単年度3,000万円を限度に3年間まで措置するとのことでございます。

次に、の申請をすればもらえるのかについてでございますが、総務省へ第1次で応募した時点においては、支援措置の詳細について未確定な支援措置内容でございましたので、確実に支援措置が受けられるとは言い切れません。

なお、本年12月に特別交付税措置が決定される予定でございます。

次に、の具体的な内容についてのお尋ねでございますが、今回応募いたしましたプロジェクトにつきましては、出生数の増加を図るためのすこやか子育てプロジェクト及び企業の新規立地や既存工場の増改築を誘導いたしまして、新規資本投下の促進を図るための企業誘致戦略プロジェクトの2事業でございます。

なお、これらのプロジェクトを構成する具体的な事業、施策につきましては、町のホームページ、さらには、さきの委員会の中でお配りしたとおりでございますが、ホームページで公表をいたしてございます。

次に、の町の負担についてでございますけれども、当初予算に計上してある事業であるために、この応募による新たな負担増はないと考えてございます。

なお、今年度における各プロジェクトの経費につきましては、すこやか子育てプロジェクトにつきましては4,030万6,000円、企業誘致戦略プロジェクトにつきましては1,042万9,000円を計上し、合計で5,073万5,000円でございます。

次に、の広報等でも公表するかについてでございますけれども、ホームページだけでなく町の広報紙での公表を検討いたしてございます。

以上で答弁いたします。

議長（仲沼義春君） 根本重郎君の再質問の発言を許します。

5番、根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番（根本重郎君） 再質問させていただきます。

初めに応援プログラムに対しての中身についてでありますけれども、ホームページ上には確かに載っております。その中で、1つ目のすこやか子育てプログラムの中なんですけれども、目標の出生指数、19年度120人、平成20年度130人、平成21年度140人という数字ですけれども、わかりましたら18年度の実数を教えていただきたい。そして、その目標なんですけれども、この人数の出生率を上げるためには、このほかにいろいろな方策をしないと、

若い人がこの町に住んで子供を産めるといふようなことは、やはりお金がかからないような方法、うちに住んでいる人はいいんですけれども、あるいは他の市町村から我が町に入ってきて、そしてそこで子育てができるというのには、民間アパート等に入りやすいような補助とか、そういうようなこともいろいろと考えていかないと、若い人が入ってこないのではないかというふうにも考えておりますので、こういうふうにも右肩上がりにふえていく目標設定をした根拠を示していただきたい。

それと、企業誘致戦略プロジェクト投下目標額3年間で70億円というふうにもうたっております。これは、いろいろな財政の施策、あるいは工場が設備投資をしやすいような環境とか、あるいは誘致とかいろいろと考えての70億円という金額だと思っておりますけれども、この70億円の設定をした、これも根拠を示していただきたいというふうにも思っております。

あと、義務教育についてでありますけれども、早寝、早起きをすると学校は楽しいということが千葉大学の明石教授の調査で出ておりました。先ほどの教育長の答弁の中で、朝食を食べない子が小学で11.9%、中学で13.4%という合計の数字が出ておりましたけれども、やはり早寝、早起きをして朝食を食べてくるということが基本だということだと思っておりますので、これらの親、あるいは保護者への指導、あるいは話し合いというのはどんな形で保護者に徹底させるべきか、それをお伺いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） ただいまの5番議員の再質問についてでございますけれども、朝食を食べて元気に学校に来るといふことについては、学校だけではどうしても改善できない問題でございますので、当然家庭、さらには地域との連携というのにも必要になってくるんだろうと思います。

ということで、具体的に学力と朝食との観点がデータの的にも出ておりますが、それについても、生活習慣がきちんとできているからこそということになると思いますので、その辺をさらに徹底してまいりたいと思っておりますけれども、当然今まで保護者会またはPTA等の会議の中で、今後ともその辺をデータなどを示しながら徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 5番議員の再質問にお答えをいたします。

頑張る応援プログラムでの出生者数の実数というふうなことでございますが、応援プログラム提出時点の17年度の出生数については数字がございまして申し上げられますが、18年度は今手元にございませんので、大変申しわけございませんが、17年度は110名でございました。

その際に提出する中で前年度比較した中を見まして、平成20年度は130人、21年度に140人というような形で宅地、それから議員さんが申し上げられましたように、アパートへの入居等もございまして、そちらの動向を把握した中で、見込み数として10名ずつふやしたわけでございます。

それから、企業誘致の中で3年間で70億円というふうなことでの見込み数でございますが、これにつきましては、今現在既存企業の中で設備投資、増設の計画があるところもございまして、そちらの実数を踏まえた中で3年間で70億円程度の金額の設備投資が見込めるというふうなことでございましたので、こちらの方の数字を盛り込んだところでございます。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 根本重郎君の一般質問はこれまでとします。

議事の都合上、昼食を挟んで午後1時まで休議します。

休議 午前11時44分

開議 午後1時00分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

円谷 寛 君

議長（仲沼義春君） 次に、通告があります。13番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ただいまご指名をいただきました13番議員の円谷寛でございます。

第1回定例会で一般質問4人目の質問をさせていただきわけでございますが、13番議員ということで自己紹介をいたしました。この13番議員には8年前にもなったわけでございます。しかし、そのときは定数が16名おりましたので、私の先輩議員が3人ほどおったわけですが、今回は同じ13番議員でも定数が14人になっている関係上、私の先輩議員は14番の円谷寅三郎議員1人ございまして、これで昭和の我が町議会の体験者といえますが、それは私と円谷寅三郎議員の2人しかいなくなったということでもあります。

統一自治体選挙は、我が町においても今までにない形の選挙でございまして、町制施行以来無競争町議選も初めてでございますが、そのほかもろもろ今までの議会議員選挙にない非常

に何と申しますか、なかなか町民には不可解な面のある選挙ではなかったのかというふうに思うわけでございます。

無競争で町議選が終わったというのは初めてだということをマスコミが盛んに書いておりますけれども、これは通常選挙の件に限ってございまして、補欠選挙では何回かあったように記憶をしております。私の先輩の円谷寅三郎議員が初めて立候補されました昭和61年6月、町長選挙と一緒に行われた町議選も無競争でございましたので、詳しく言えば、通常選挙では初めての無競争だったということになると思うんです。

この統一自治体選挙では、全国的に見れば、まず何と言っても衝撃的なのは長崎の市長選挙だったというふうに思いますね。現職の候補者で4期目を目指して選挙運動中だった伊藤一長氏が、暴力団山口組系の幹部によって銃撃され、しかも死亡するという非常にショッキングな事件が起きたわけでありまして。

長崎では、かつて伊藤一長氏の前職であります本島等市長が、これも右翼暴力団に銃撃をされ重傷を負うという事件が前にも起きているわけでございますが、今度は死亡ということまでいったわけでございまして、選挙期間中に候補者をテロによって殺害するということは、まさに我々が基調としている議会制民主主義を否定する絶対に許されざる行為であり、我々はこのような暴力団の存在そのものを許している現在の政治状況というものについて厳しく目を向ける必要があるのではないかというふうに思うんですね。

日本の法体系は、暴力団の存在を認めた上で規制する手法をいろいろとっているわけでございますが、多くの諸外国では暴力団を結成したり、勧誘したり、加入すること自体を犯罪として禁止をしているというのがほとんどだというふうに言われているんですね。

やはり日本でも、暴力団そのものの存在を認めない、そういう法律をつくるべきではないのかというふうに考えています。彼らは、いわゆる社会のダニとして、債権回収で負債を負っている人たちを自殺に追い込んだり、さらに振り込め詐欺でお年寄りの前途を全く絶望に追い込んだり、やみ金とか、あるいは覚せい剤、こういうもので人間性を破壊する悪態の限りを尽くしているわけですから、もっともっと我々は厳しい目で彼らを社会から葬り去るようにしていかなければならないと思うんです。まして、マスコミなどで言われているように、企業とか政界との黒い癒着のうわさなんていうのは、断じて論外で言語道断であって、こういうことは絶対に許してはならないというふうに思うわけでございます。

そのほか、統一自治体選挙で私が強く感じたものは、やはり政治というものは政治家を選ぶ有権者のレベルで政治のレベルが決まってしまうのかなということを痛感した事態が2点ほどあったわけです。

このことを改めて持ち出すのは、今回の選挙で、はたと、クエスチョンマークがつくような出来事を、私が非常に不可解だと思う2つだけを報告しておきたいと思うんですね。

先ほど根本議員が一般質問の中で、北海道夕張市の市長選挙の話があったんですけれども、私は市会議員選挙に非常に注目をしたわけですが、財政破綻に追い込んだ、これは議会にも大いに責任があるわけですね。議会が予算を決めてきたわけですから、本当は今までの議員なんか出る資格がないと私は思っているんですけれども、ただ、現職が7人立候補して、そのうち1人だけが落選をしたということなんですね。その落選した候補者は共産党の女性候補だったというんですね。この女性候補は、夕張市の観光行政に対して一貫して箱物を乱造する観光行政に誤りだということを一貫して主張して反対をしてきた、こういう現職議員で落選をしているわけですね。この選挙民にしてこの政治ありと、こういう思いを強くした選挙結果であります。

県内では、近くの郡山市議会議員選挙において、最終当選者は元県労協議長だったわけですが、この人の住所地であります富久山町からやはりもう一人女性の現職、3期目を目指していた市民派女性議員というものが立候補しているわけです。この人は、36票差で元県労協議長の最下位当選者に敗れたわけですが、この女性議員が非常に特筆に値するのは、郡山市政の大失政だったと、前の藤森市政の大失政だと言われている東北文化学院大学の薬学部郡山誘致に対して、郡山市が積極的に誘致をしてきたわけですが、現地の仙台に行っているいろいろ調べて、企業の登記簿までとったりしながら、あるいは知り合いの人たちにいろいろ情報を聞いたりして、非常にこの大学はうさん臭いと、こういうことで一貫して反対をしてきたわけですね。さらに、さまざまな面で市政に対してチェック機能を発揮をしながら最大限活躍をした議員でございまして、選挙直前の財界ふくしま誌も予測をして、大変選挙は厳しい、しかしこの議員がこのように活躍してきたのを市民はどう評価するかじゃないかという厳しさを予測した上で異例の見解を述べていたということでございましたが、不幸にもこの財界ふくしまの予測が的中をして、36票差で落選をしたわけでございます。

彼女は、質問の質・量ともに郡山市の44人中でデータ的にもトップの活躍をしながら落選の憂き目を見たわけでありまして、やはり有権者の政治家を評価する物差しというもののいかにげんさというものを我々は見せつけられた思いがしたわけでございます。

また、定数を44から40に減らした結果、このように議員の役割を立派に果たしてきた議員が落選をするわけでありまして、定数削減というものが一体政治の質を改善するのかどうかについては、我々はこれからも十分な検証が必要ではないかというふうに思うんです。

統一自治体選挙以外の出来事では幾つかのショッキングな出来事をやはり忘れるわけにいかないと思うんですね。その1つが、定例会初日の町長の説明にもありました5月15日の会津若松市における高校生の母親殺害、さらにその頭部を持って警察に自首をする。そうして言っていることが、だれでもよいから殺そうと思ったという言葉とともに全国に大きな衝撃

を与える事件だったわけですね。

我々はこの事件を通して、教育というものは一体何なのかということについて、やはり深く考えさせられる事件ではないかと思うんですね。

会津の山奥、新潟県境の人口3,000人余りの高齢化率県内トップ、1人当たり分配所得も県内の最下位に近く、冬は3メートルも雪が積もるこの山村に、中学校時代は成績はトップ、スポーツ万能だったこの少年を、そして、その少年を非常に親は期待をして、進学校へ上げたい一心で、町の保育所で臨時の保育士をして働き、週末には列車だけで2時間もかかるような会津若松市のアパートを訪れて、2人の高校生の息子をかいがいしく世話をしてきた47歳の母親を包丁で刺し殺すと、こういう殺人犯にさせたものとは一体なんだったのか。本当に真剣に考えなければならない大事な問題だと思うんですね。

高校は進学校、大学は一流大学、就職は一流大企業とか官公庁だというパターンの人生の理想像というものがやはり根底にあって、そしてそれを必死に追いかけている、そしてそこに教育への過剰、そういうものが我々の中に支配的にあって、そして本来の自分たちの知的な要求、欲望、そういうものを持続するための教育というものとはかけ離れているような存在があって、こういう伝統が非常に見えなくなってきたときに変な方向に流されていく。非常に難しい問題でございますけれども、やはり考えていきたい問題だというふうに思うんですね。

時を同じくして、新聞報道によりますと、福島県の学校教育審議会が県立高校の普通科の通学区域について、現行の8学区を撤廃して全県1学区にするという方針を打ち出しているわけでございます。

高校3原則というのがございまして、男女共学、総合科目、そして小学区制というものがあったわけでございますけれども、なぜか高校3原則というものの男女共学などの面は非常に何十年もしてからでございますけれども、どんどん県内の女子高というものを廃止していった、男女共学にして進めてきたわけですけれども、この学生についてはなぜかこういう全県1学区というようなものを取り入れている。この辺はもっと論議をして、みんなで考えていくべき問題ではないか。そんなに遠くまで行って高校に上がって、そして、いい大学に行くことだけが人生の目的なのか。そういうものを含めて我々はこの問題を考えていく必要があるんじゃないかと思うんですね。

あとは、政治と金の問題では、かねてから論議の的になってきた松岡利勝農林水産大臣が自殺をしたというのも大変ショッキングな事件でございました。私は赤旗の日曜版というのをとっているわけですが、この4月から特に日曜版の中で松岡大臣の金権腐敗ぶり、そういうものを何回にもわたってキャンペーンをしておりました。その渦中で、4月19日からは緑資源機構に公正取引委員会の家宅捜査で強制捜査が入ったわけでございますけれども、

一般のマスコミを含めて非常に厳しい責任の追及が展開されてきている最中に、官製談合で仕事を発注したところから政治献金を受けていたという事実が発覚して、これは絶体絶命だという立場になったわけですが、安倍首相は、ここで農水相を汚職疑惑でやめさせたということになると、それだけでなくも危ないと言われていたこの夏の参議院選は闘えないということで、やめるにやめられない立場だということで、追い込んだ。これが後日、松岡大臣と30年近い友人関係にあったという鈴木宗男議員が記者団に語っている話の中から明らかになっているわけでごさいます、松岡大臣の自殺の2日後には緑資源機構の前身の理事がまた自殺をした。これで緑資源機構だけで3人の関係者が自殺をしたということでありまして、大スキャンダルに発展し、週刊誌などが盛んに取り上げているわけでごさいます。

参議院選の前に国民の前に明らかになった年金記録の5,000万件を超える記録が宙に浮いているという事態は、まさに国中が騒然となっているわけでごさいます、後ほど明らかになった1,400万件がさらにまた出たわけですがけれども、最近発売の週刊朝日では、これは1億件を超すのではないかということが記事として書かれております。

この1億件というのは、年金を今積んでいる人、さらには今まで積んできてもらっている人、そういう人の総数に該当する数字でごさいます、大変な問題を今起こしているわけでごさいます。

このようなずさんな管理をやってきた政府の責任というものは重大でごさいます、これからどのようにこれを処理していくのか、厳しい監視の目を我々が向けていく必要があるのではないかというふうに思います。

以上で前置きをこの辺にいたしまして、質問要旨に沿って質問させていただきたいと思えます。通告書に従って質問をいたします。

まず、質問の第1項は河川保護条例の制定についてということでごさいます。

最近、数年前から河川、あるいは農業水路にごみを流したり、あるいはあぜの草刈り機で刈った草を川に流し込んだり、こういう非常に問題のある状態があちこちに見られているわけでごさいます、これは水害などの災害にも非常に大きく影響するし、さらには河川や、あるいは池床の底がどんどん埋まっていってしまっていて、しゅんせつをやらないと池が機能しなくなったり、そういうため池が機能しなくなったりするわけですね。ですから、これはやはり重大問題だというふうに思うんですね。

そういうものを防止するために、町として、名称はいろいろあると思うんですが、河川保護条例というようなものを制定して、町民にもっと河川を大事にしてくださいということをお願いするべきではないのかと思うんですね。そして具体的なこととして、そのような自分の仕事の都合で河川に皆捨てちまうというやり方に対しては罰則規定を設けて、そういうことはやめると、毅然とした町の姿勢を示していくべきじゃないかと。

私も時々田んぼの見回りに行きますと、河川の中に大変な草が落ち込んでいる。フォークを持って行って上げたりするわけですが、本当に上げ切れない。どんどん流れてくるわけですね。これはやはり条例でもってきちんと禁止をしていただきたいということが第1点でございます。

2つ目は、小学校の運動会の開催時期について。前も大分私はこの問題で議論してきたんですけれども、一向に改まっていない。非常に農業軽視の象徴ではないかと私は思うんですね、こういうことをやっているということは。ここにも書いておきましたように、小学校の運動会というのを田植えの時期に開催されているけれども、これはますます若い人の農作業離れを促進しているのではないかと考えています。もっと他の適切なときに開催すべきではないかと考えるわけですが、当局の考えはどうかということでございまして、むしろ、秋には体育の日などもあるわけですから、そういうのを利用するか何かをすべきじゃないか。農業従事者の高齢化というのが非常に際立っておりまして、おれの代でやったら、後は息子はやらないだろうなというじいちゃん、ばあちゃん、80代近い人の話をよく耳にします。本当にこれは町の将来に対して深刻な問題ですね。若い人は、運動にもなるわけですから、もう少し農業に目を向けて、農作業をピークの農繁期ぐらいはやはりじいちゃん、ばあちゃんを助けてやる、そういう姿勢が必要なんではないかと私は考えているんですけれども、そういう農家離れを助長するようなことをやっているのがこの運動会ですね。運動会は子供の父兄は当然運動会に出るようになってきているんですね。

専業農家の場合は運動会の日だって、土曜日とか日曜日1日は田植えがおくれるくらいで次の日にできるんですね。もっと深刻なのは兼業農家の場合ですね。兼業農家の場合、その土日を例えば休みにやらなかったら、次の1週間は勤めに行かなくちゃならないから、やる機会がない。そうしますと、これは放っておけないからやはり年寄りが曲がった腰で無理やり機械を操縦したりして田植えをしなくちゃならない。こういうことを繰り返していたのでは、若い人がますます農業離れと申しますが、農業の現場からだんだん離れていく、そういう1つのきっかけになるんじゃないかと思うんですね。

私どもの小学校、中学校のころは、農繁休業なんてというのがございまして、田植えの時期には学校を休んでうちの百姓を手伝えと、こういうことでやった記憶がございまして。それどころか、今は田植えの最中に、運動会だから父ちゃん、母ちゃんは息子の、娘の学校の運動会に行かなくちゃならない。じいちゃん、ばあちゃんは腰を曲げて百姓をやってくださいと、こういうパターンが本当に行政として、そういうことを見て見ぬ振りをしていることではないのか、こういうことを考えるわけです。

以前に私がこの問題を取り上げたときに、マメタイムスの一番下のまめ放言というんですが、コラム欄に載りまして、鏡石の議会でそういう問題が議論になったと。これは兼業化が

進んでいる中で切実な問題だと。議員というのはこういう住民の悩みについて議会でぶつけていかなくちゃならない、こういう記事を書かれた経験があるんですね。

しかし、何回か言ってきたけれども、一向に改まっていない。やはり町民のそういう実態をよく見据えて、もう少し若い人が両親だけにひどい仕事をやらせているんじゃない、若い人も一生懸命協力をしていくんだというふうな、できるようにそういう状況を手伝っていくのが行政の役目ではないのかというふうに思うわけでございまして、この辺について抜本的な考え方を改めるような働きかけを要求したいというふうに思います。

3点目は、財政健全化策についてございまして、町の実質公債費比率は県内で4番目に悪いですね。それはやはり大変深刻な問題だと思うんですね。60市町村のうちで4番目に悪いということでございますから、これはやはり切実な問題として考えていかなくちゃならない。

私は毎日通ってこちら側に来るのに中学校の前の県道を通るわけですがけれども、あの両わきに山のように積み上げられた土というのは、私も議員として非常に屈辱的なものを感じているわけですね。あれだけのことをやってきて、半端をするほどこの町の財政が悪い。こんな状況で我々は報酬なんかもらっていていいのかなというふうに私は本当に考えているんですね。しかし、寄附するわけにはいきませんから、法律違反になってしまいますから、いただいているんですけれども、まことにこれは胸の詰まる思いでございまして、もっともっとみんなして考えていかなくちゃならない問題だと思います。

これから私はあそこの開発で裁判が起きるんじゃないかと思うんですね。町は住民に反対者もいたんですけれども、大体の人は賛成したんでしょうけれども、開発を町でやると言って協力をしてもらいたいとしてきた、そして計画をつくって、第3次総合開発計画、第4次総合開発計画の中心的な計画として町の総合開発計画の中に組み込んでやってきた。

それで、区画整理になっからと言って、その土地は市街化区域に編入をしていった。これはこれから相続税の問題で大変な負担を強いることになるんですね。それで、税金はしこたまかかってくるわけですね。笠石の人たちはみんな市街化区域に住宅だの立派なうちを持っていますから、5,000万円なんてオーバーするのは目に見えています。

そういうときにたくさんの税金がかかって、しかしその土地は区画整理だからと何十年先になるんだかわからないけれども、一応区画整理で利用できないんですね。利用制限をして権利を制限しながら、税金だけはがっちりかかるような仕組みを町がつくったことに対して責任はないのかということで、裁判で出たらば一体どうするんだらうと私は心配しております。

その意味でも、もっともっと町は財政再建に真剣に取り組むべき必要がある。私は議会の責任は重大だと思います。これだけの財政を今までこのチェックが働かずにこのような状況

をつくってしまったわけですから、議会の責任は重大だ、こういうふうに思っておりまして、もっともっと議会費というものは半分くらいに切り詰める、そのくらいの決断をしなくちゃならない。

私は、議会の中では、予算審査の中や決算審査の中で言っているんですけども、なかなか私の意見は通らない。執行がもう少し議会に対して財政健全化のために議会は協力をしろという予算の切り詰めをやはり要求していくべきじゃないかと思う。執行の言うことについてはかなり言うことを聞く議員が多いのでありまして、私の意見はちっとも聞いてもらえないということでございますから、ぜひ執行の方から議会にそういう要望を出していくべきじゃないかと考えているわけですね。

そして、例えば研修費だって、これから議論になりますけれども、3泊4日なんていうのはぜひいください。今は飛行機があるわけですから、沖縄に行ったらって北海道に行ったらって2泊3日で十分こなせるわけですから、そういう面とか、あるいは我々が議員になったときにはなかった議運の研修なんていうのも廃止していいんじゃないかと。全員が参加する常任委員会の研修と議員全体の研修だけでもたくさんだ、それに政調会の研修だとか、結局は税金ですね。それから議運の研修、そういうものを後から上乘せしてきたんですね。税金をそこで新たにまた使えるような仕組みにした。あるいは町村の段階で常任委員長が報酬を余計にもらっているなんてことはないですね。県会議員だってないですね、これは。常任委員長だからなんて報酬の上乗せをしているなんてことはないんです。だから、そんなもの廃止をするように。私が議員になったときにはそんなのはありませんでしたから、そういうものをいろいろもろもろ議会費を削減する。そのほかいろいろ削減しなければならないものもありますけれども、ぜひそういうことを要求して、もう少し財政健全化に議会の協力を求めていくべきじゃないかと思う。

4番目は、情報公開の徹底化についてでございます。このような町の財政状況についても、町は今まで堂々と町民に明らかにすることをしてこなかったような、そういう懸念を私は持っているんですね。だから、町民は余りわからないのですね、このように財政が悪いというのは。だから、もう少しこれからいろいろ施策を展開していく上で、町民に協力を求めなくちゃならないわけですから、その場合に本当に財政が悪いんだと、皆さん、こういうわけだから協力してくださいということを書いていかななくちゃならないんですから、もっと情報公開ということ徹底して行って、広報などの中で鏡石町の財政状況はこうですよ、こういう形でこれから財政を確立しなくちゃなりませんよと、健全財政にしていかななくちゃなりませんよということで、現状をもっともっと公開して明らかにしながら、やはりこの財政の健全化策を進めなくちゃならない。そのためにも情報公開の徹底が必要だ。

今まですぐれた地方自治体の運営というのは、地方の国会、ここが徹底していたと思うん

ですね。我が町は、私は行かなかったんですけども、ニセコの町政なんかを研修してきているわけですね。ここは非常に徹底した情報の公開で、ニセコ町の町長は町民に大胆に内容を公開して、皆にわかりやすいように予算でも決算でも公開してきたということであるわけです。

優秀なその技量を認められて、今、元のニセコの町長は民主党の比例名簿1位で衆議院議員をやっていますけれども、本当に立派な政治というのは、情報を町民の前に明らかにして、町民と一緒に考えて、一緒に町づくりをしていくというのが何よりの基本だと思いますので、その辺についてもう少し徹底した情報公開というものをすべきであるということを4点目に申し上げまして、私の1回目の質問を終わりたいと思います。

議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 13番、円谷寛議員の質問にお答えいたします。

3番の財政健全化策の議会費の予算の切り詰めの要求ということでございます。

町の財政健全化策につきましては、17年度に策定した第2次行政改革大綱、いわゆる集中改革プランに基づいて現在実施しているところでございます。その中でもろもろの計画があるわけですが、この議会費の予算の切り詰めにつきましては、議会議員みずから議会の中で論じて、どんどん切り詰めをしていったら私どももありがたいと、このように思っておりますので、ご協力をいただければと思います。

私からは以上でございますが、そのほかについては担当課長等からお答えいたさせます。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 13番、円谷寛議員の2番目の小学校の運動会開催時期についての質問でございますけれども、本質問につきましては、平成7年6月と平成15年6月議会にも同様のご質問を受けておりますけれども、運動会については毎年5月に実施しておりまして、本年は第一小学校が5月19日土曜日、第二小学校が26日の土曜日に開催されてございます。

運動会の実施時期の検討に当たっては、学校における年間行事、それからPTA、保護者の年間参加行事などを踏まえて、学校とPTAによる協議を経た総合的な判断のもと、学校としての教育課程編成会議の中で実施時期を決めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、ご答弁申し上げます。

議長（仲沼義春君） 都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） 13番議員のご質問にご答弁いたします。

大きな1番の河川保護条例の制定についてでございますが、河川や農業用水路へのごみやあぜの刈った草を流す人が多いということでございますけれども、ごみや草から河川等を保護するのは、これら施設利用者の協力が必要不可欠であります。

農業用水路では、ごみなどにより用排水路がせきとめられ、水路があふれたこともあって、水路ののり面保護のためにもその対応に苦慮しているところでございます。河川保護条例の制定につきましては、河川や農業用水路へのごみの投げ入れや適切な草刈り作業は、利用者、個人のモラル向上に大いに期待するところでございます。

今後は農業団体等への協力依頼や広報紙等を活用して、河川の環境整備とPRに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員のご質問にご答弁申し上げます。

私からは、4の情報公開の徹底についてのご質問でございますが、町といたしましては、町情報公開条例に基づきまして、町民の町政への参加をより一層推進し、町政に対する議会と信頼を深め、開かれた行政の実現と町政の公正な運営に努めているところでございます。

町民への周知の方法につきましては、町の広報紙、それからホームページ、町政懇談会、各種委員会等を通して町政についての情報公開に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

議長（仲沼義春君） 円谷寛君の再質問の発言を許します。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 再質問させていただきます。

まず、1番目の河川の保護条例ということ。

モラルに期待をするということは当然だと思うんですけども、そのモラルが地に落ちていくといいですか、非常にモラルが低下をしているということでこういう問題が出てきているわけですね。ですから、単に期待をするだけでは、「百年河清を待つ」という言葉があるけれども、まさにそのとおりですね。百年河清を待つ話になっちゃうので、具体的に町がそういうアクションを起こすことによって、やはりみんな河川を守ろうという意識もその中に育っていくのではないかと思うんですね。

ですから、ぜひ、そこは条例をつくって、つくるのは大変だと思うんだけど、そんな難しいものでなくてもいいから、少なくともこれはみんな大事にしなくちゃならないんだ

よということを明確に町民に示す、それが行政の我々の役目じゃないかというふうに思いますので、再度条例化というものを検討していただきたいと思います。

小学校の運動会開催時期についての教育長の答弁ですけれども、そういう経過は前にも聞いているんですね。本当に今農業後継者が、自分のうちで百姓をやっても百姓を手伝わないと、こういう事例が多いんですね。そういう状態をつくっている1つのきっかけに小学校の運動会の日程が田植えの最中にやっているということが、関係ないのかどうなのか。私はあるというふうに思うんですね。

ですから、その時期は一生懸命80近いじいちゃん、ばあちゃんが田植えをやっているんだったらば、土曜日に休みの人も、日曜日の人もやはり一生懸命親を手伝いなさいという、こういうふうにはここはあけてやるのが私は行政の務めだと思う。教育課程といいますけれども、運動というのは運動会のときだけやればいいんじゃないんですね。日常的に体を鍛えるということは、体育という教育科目があって、その中で運動もしているわけですから、それは秋までじっくりと授業の合間に気分転換も含めて練習をしていって、その成果を秋あたりに運動会をやって、体育の日というのがあるわけですが、その前後にやって、そして、秋だから1年間というわけにはいかないけれども、半年間はその学級のいろいろな運動の練習のそういう成果をそこでみんなで競い合っていくということにした方が、私はむしろ教育的にいいんじゃないかと。新しく学年が変わって、組編制が終わって、まだよくなじみのない人もいる中での運動会なんかより、はるかにそちらの方がいいんじゃないかというふうに考えるわけですね。

もう一つ、やはり農業離れ。果たして農業離れに町は手をかしているのかと、そういうことを私は言いたいわけでごさいます、再度これは検討いただきたい。

町長答弁の財政健全化です。私はさっきも言ったように、私が何回言っても聞いてもらえないから、執行が言えば、執行の言うことには非常に素直な議員がいっぱいいるようでございますので、私が言うと何だかいいことにも反対されちゃうので、それは執行がこれからやはり要求していく。少なくとも私らが議員になったときにはなかったんですね。その上積みになったいろいろなもろもろの問題、研修だとか、さらには常任委員長長の報酬上乘せとか、政務調査会における研修費の上積みなど、そういうものはやはりカットしていく。この財政状況の厳しい中でやるべきじゃないということを、執行の方から努力をしていただきたい。私は言っています。言っていますけれども、なかなか理解を得られないということでございますので、ぜひこれをお願いしたいと思いますね。

総務課長は、情報公開は条例によってやっていると言うんだけど、不十分だから私は出しているわけですから、もう少し今より一歩前が出る情報公開というものが何かないのか。もう少し具体的にそういう取り組みをやるべきじゃないのかということで私は出しているわ

けですから、その辺について再度答弁をお願いいたします。

議長（仲沼義春君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 13番の再質問にお答えいたします。

河川保護条例の制定につきまして、モラルが低下しているということですが、そのとおりかもしれませんが、今、町には美しい町づくり推進条例というのがございます。ポイ捨てとか、犬のふんとか、そういったものも総じてフローラの町づくりの目指す美しい町、そういう町民を挙げて推進運動をしておりますので、そちらの方でできるだけウエートをかけてこういったものを解決できるようにしていきたいと考えておりますので、この保護条例の趣旨については、発案としてはいいことだとは思いますが、もう少し推移を見守らせていただきたいと思います。

それから、3番の財政健全化策の議会費の関連でございますが、何度も申し上げますが、執行と議会は車の両輪ということですが、すべて私どもが企画立案したものについて、議会の承認、あるいは議決決定を経て仕事が遂行されるわけでございます。予算についても議会費について、財政当局並びに町査定の中で事務局長とお互いの意見交換をしながら、予算編成をしているところでございます。

今までも議会みずから進んでこの切り詰めに協力していただいていたと私は認識しております。本日の議会を開催している日当費の廃止についても、県内議会にいち早く取り組んでいただきましたし、旅費の削減についても協力していただきました。その他いろいろな面で協力していただきました。

これ以上いろいろな面でまた経費削減という観点からやっていただければということでございますが、議会の中では議会みずからが議論して、そして判断していただければありがたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

私からは以上でございます。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 円谷議員の再質問についてお答え申し上げます。

運動会の時期ということですが、なぜ5月かということになるかと思えますけれども、学校の中で運動会というのは集団行動を学ばせて、それを実行に移すということで、できるだけ早い時期に実施したいという学校の方の考え方もありますし、そういった時期が5月ということでございます。

5月、10月といういろいろな方法も考えられると思いますが、10月については、

学校では学力向上のための期間というふうに位置づけておりました、どうしても早い時期に集団行動をするということを学ばせて、それを実行するということが5月に開催してある状況でございます。

なお、周辺市村の状況でございますけれども、須賀川市においては4月の下旬に1校開催のほかは、他の15校については5月開催でございますし、天栄村についても4つの小学校がすべて5月開催ということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員の再質問にお答え申し上げます。

情報公開の徹底のうち、もう一步進んだ施策の展開をというふうなご質問でございましたけれども、先ほど申し上げましたように、周知の方法は各種のあらゆる媒体を通して住民の皆さんにお知らせをしてございますし、それから、もう一步進んだ中といたしましては、町づくりの中では町と住民との協働の施策というふうなことで、住民の皆さんに参画をいただいた施策の展開というふうなことを行ってきてございますので、なおもう一步進んだ施策にあるかどうかにつきましては、今後検討してまいりたいと考えてございます。

以上で答弁といたします。

議長（仲沼義春君） 円谷寛の再々質問の発言を許します。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 大分くどくしつこくなるんですけども、さっき町長の言った美しい町づくり推進条例、その条例を決めていくのに私も議論したんですけども、罰則規定というのがないんですね。やはり罰則規定まで入れないと有効な機能を発揮できないというふうに思うんですね。

ですから、そういうものを含めて、河川を乱雑に扱って草などをばさばさ落としてはだめなんだぞということを町が示していく、そのことがこれから我々の河川を長持ちのするみんなの共通の社会資本として守っていくことになるんじゃないかと思っておりますので、これからひとつ。ここでは答弁できないとしても、これからはぜひそういう意見があるということ踏まえて考えていっていただきたい。私は、何回でもこういう問題はこれから取り上げていきたいと思っております。

小学校の運動会のことでも、何か二番煎じで同じことを言うようになってしまうけれども、学校の知育偏重といいますか、早目に運動会みたいなのは終わらせてしまって、そしてあとは勉強をするんだという考え方が私は教育としてどうなのかと。スポーツ、運動というのは、日常的に定着させていかなくちゃならないんですね。そういう意味で、秋の運動会に向けて

例えば体育の時間に一生懸命練習してわざを磨いて、運動会では立派な成績をおさめるんだというふうな目標だってあってもいいんじゃないか。やはり知育ばかりじゃなくて、体育の方もみんなして切磋琢磨をしていくというふうな学校運営を進めたら、5月にこだわる必要はない。

先ほど4月と言ったんですけれども、むしろ農家のそういう視点からいえば、4月の方がいいと思うんですね。田植えの本当に一番、私はちょっと遅いからかもしれないけれども、一番ピークなんですね、この時期は。

ぜひ、これはこれからの課題としてそういう意見があるというのは、教育長は何回もあったというのを今言っていましたよね。私も何回もやっています。まだそれはやるしかないというふうに思っていますので、この辺も含めて考えていただきたい。

財政健全化の問題は、何回も言うように、私は議会で予算審査のときも、決算審査でも、議会は財政に責任があるんだから、財政が非常に悪いんだからということ言っているんですけれども、なかなか私の意見が通らないから、執行の方へ言えば、議員の皆さんは執行の言うことは、かなり素直な人が多いようですから、聞くんじゃないかということで私は言っているわけですね。

しかし、それはなかなか聞けないですけれども、私は議会の中でも一生懸命発言をしていくように努力はしたいと思えますけれども、議員の皆さんにも訴えたいのは、今、町の財政は非常に大変だと、1円のむだ遣いも許される状況ではないということを議員の皆さんにもぜひ知って理解をして、口先だけの議会じゃなくて、本当に腹の底からそのことを理解してもらいたい。

先ほどの4番目の情報公開で私はいつも不満を持っているのは、町はこれだけ大変で基本事業がとんざをしているにもかかわらず、町民にそういう旨は余りにも広報の中でも、インターネットの中でも、私は言っていないんじゃないかなと思うんですね。本当に町は厳しいんですよ、財政はこういう状況なんですよというようなことをもっと赤裸々に町民に訴えて、そしてこれからの財政再建に協力してくださいという訴えをやはり町当局はやっていかないと、ますます町民に理解されないうちに、町の財政はとんでもない状況に陥っていくのではないかと心配するから、もう少しその辺を正直に、財政の現状とか町の課題などについて、もう少し広報などで包み隠さず公開をしていく、こういうことがこれからの我が町の進むべき方向ではないかというふうに思いますので、そのことを訴えて私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（仲沼義春君） 再々質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 13番議員の再々質問にお答えいたします。

1番の河川保護条例の制定についての件でございますが、先ほども申し上げましたように、美しい町づくり推進条例に基づいて町民にご協力、そして行動をお願いしてきたところがございます。確かにこの条例は罰則規定がございません。いわゆるお願い、また自粛という形で訓示規定でございます。

当初この条例を制定するときに、私どもも非常に迷ったことも事実でございました。氏名の公表とか、あるいはその他について罰則規定を設けるべきかという内部でも論議がございました。

しかし、お互い町の中で町民を対象、あるいは町民以外でも対象になるわけでございますが、そういった中でそこまではどうかということもございまして、今のような形になっております。これが不都合を来すということに高まってまいりますれば、また改めてご議論の余地があるんだろうと思っております。

次に、財政健全化については、ここで何度も申し上げているのもおかしいとは思いますが、議会で議員の意見が通らないから本会議で私ども執行にただすというのはどうなのかなと。議員みずから議会の本分として、また議員の活動としてなされるべきものではないのかなと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 13番、円谷寛議員の再々質問についてお答え申し上げたいと思っております。

運動会の時期については、固定するということではございませんけれども、毎年再検討をしながら、実施時期については最適な時期の開催を検討していきたいというふうに思っております。

なお、年間を通じて知・徳・体それぞれの教育目標に向けて、バランスよく教育が実施されるように学校教育については推進してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員の再々質問にご答弁申し上げます。

情報公開についてもっと赤裸々というふうなご質問でございましたけれども、再々ご答弁申し上げますとおり、町につきましては、情報公開の徹底化につきまして努めている

というふうなことでございますが、詳細等につきまして、今後どのような方法でできるのかは再度ご検討させていただき、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、町づくりに対する参画ということでは、町と町民が協働でというふうなことでございました。お互い情報の共有というようなことが最も大事なかなというふうにも思っておりますので、それらに基づいて情報公開の徹底に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上で答弁にかえさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

木原秀男君

議長（仲沼義春君） 次に通告があります。10番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

10番（木原秀男君） 10番議員、木原秀男でございます。

6月定例会の一般質問のしんがりを務めさせていただきます。視点を変えまして、前置きを、少々長くなりますが、述べさせていただきます。

季節は移り変わりました、今年も早いものでもう6月の水無月を迎えております。6月は二十四節気の1つ芒種という月だそうでございますが、芒種とは稲や麦などの花の外殻についているかたい部分をノイというそうでございます、この種をまく時期とされておるのが6月だそうでございます。

そしてまた、たまに上京いたしますと、特に若者の町と言われる原宿や新宿は、そして渋谷は活気にあふれております。昨年の六本木ヒルズブームから、そしてことしに入って、東京ミッドタウンや東京駅近くの新丸ビル街などが相次いでオープンして、今脚光を浴びております。着実に昭和から平成へと時代は移り変わっております。

その中で、昭和60年代ころからの全国の町づくりの実態はどのようなものであったのかということでございますが、四半期を過ぎましたので、私なりに簡単に総括してみたいと思います。

昭和40年代から50年代にかけては、高度経済成長の時代でございます、この時代は確実に終わりを告げ、人々の心は次の時代へと模索し始めた時代でございます。自分たちの住んでいる町や村は、自分たちの手で自分たちの意思や知恵を出し合い、そして親、孫へとこの美しい日本の情緒ある生活を、緑を引き継ごうと知恵を出し合い、工夫を凝らし始めた時代、それが今回の町づくりのきっかけではなかったと思われまます。

昭和30年代から40年代にかけまして、高度経済成長時代の町おこしの特徴は、大部分は企業誘致と称しまして、多くの自治体は工場用地の造成に走り、そして誘致した企業には税

の減免などの優遇措置を競い合った時代でございます。

また、外部の企業と組んで第3セクターを設立し、高額な借入れをし、地域と無縁な施設やテーマパークをつくった自治体は軒並み借金地獄に陥り、にっちもさっちもいなくなつたその代表が北海道の夕張でございます。

それに加えて、60年代に入りますと、大資本も参加し始め、全国の町づくりや村おこしの中から特産品を集めて、日本の物産展などを開催し、ビジネスチャンスをつかもうとした一時期でもございました。

これらの大資本参入により、いろいろな人々の気持ちは変化してまいりました。気が緩み、人の懐を当てにする人間の弱さが出てまいりまして、考えたり工夫したり知恵を出し合うことを怠り、軒並み中途半端な結果となつた自治体も多々ございます。

そうこうしている間に昭和48年からの石油ショックが始まり、これを境に価値観がまるでがらりと逆転してしまつたわけでございます。従来の路線は完全に行き詰まり、継続することが困難となり、そこに加えて会社関係の構造不況、いろいろな面で構造改革や、それと同時に多くの企業は衰退し、輝きを失つた時代でございます。

それから、平成元年に入りますと、竹下内閣の例のふるさと創生と称しまして、1億円を全国にばらまいた時代であります。これを使って温泉の試掘やいろいろな面は盛んになりましたが、それまではよかつたのですが、温泉試掘にも失敗し、1億円をむだにした自治体もあつたようでございます。そこに行きますと、工場誘致や企業進出などは、まさに外部の巨大企業に自分たちの町を、地域をゆだねるわけでありますから、よく考えて見ますと、怖い話でもございます。

しかも、企業誘致などは幾らこちらが優遇措置を説明しても、最終的には企業側の都合で決定されるわけでございますから、うまくいくはずはないと思つておりました。

そこにいけば、地味な町おこし事業として成功している自治体もございます。北海道の池田町のワインづくりなど、毎年20億円の売り上げがあるそうでございます。そして、大分県の大山町のように、米の転作として梅やクリなどの果樹栽培に付加価値をつけて販売している町や、また、外部資本のゴルフ場建設を阻止して手づくりの温泉観光地を切り開いていった湯布院町など、あるいは、ふるさと宅急便を利用いたしまして、近いところでは福島県三島町では、昭和49年ふるさと運動と称しまして年会費1万円の特別会費を募集して、旬の季節になれば1万円以上のふるさとの物産を送り、これもまた引く手あまたというふうな事業が町おこしとして成功しております。

また、隣の県の山形県西川町でございますが、昭和57年には、ふるさとクーポン販売事業といたしまして、あらかじめ2万円から5万円の会費を募りまして、三島町と同じようにそれに見合うふるさとの特産物を年に数回宅急便で送り届けることによって、最初の年は500

人ぐらいの定員に倍以上の応募がありまして、旬のものが需要に追いつけないということで、結局毎年1,000人単位で打ち切っているようでございます。この事業も現在でもなお継続しております。同じく西川町、山形県ですが、これは翌58年には月山の自然水のブームですが、月山の自然水を発売して、全国の自然水ブームの先駆者となった事業でございます。

いずれも身の丈に合った町おこしは成功しておるようでございますが、やはり町づくりというものは、そこに住む住民の協力がなければ継続が困難なために、やるかやらないかは住人の意思次第で決定されなければならないことではないかと思っております。

頑張りぬくか、投げ出すかも自分たちで判断するしかないのですが、そこに気がつかなくて大資本を当てにしたり、いろいろな面でブームに乗ったりしているところは軒並み不況に陥ったわけでございます。

質問に入らせていただきます。

1つ、旭町のマンション建設と地元の自治活動についてお尋ね申し上げます。

5月19日に旭町の集会所におきまして、東京の不動産会社により6階建ての建物3棟が建つ分譲マンションの説明があったそうでございますが、私はそのときちょうどおりませんでしたので、どのようなものかというふうなことをあわせて説明願いたいんですが、やはり今はやりの複合型施設と思われませんが、詳しいことはちょっとわかっておりません。

恐らく、昭和22年から24年生まれの団塊の世代を当てにした、それをターゲットにしたものと思われませんが、また、今はやりの田舎暮らしにあこがれ、余生を田舎で生活したい人の傍ら別荘にするような感じの感覚で購入する人もいるのではないかと思われる話も聞いております。

完売したときの人口ですが、90世帯ですから、単純に計算いたしましても約200人の人口がふえるわけです。しかし、急激に人口がふえるということは、町に住む人にとって戸惑いもあるのも事実でございます。先々いろいろな心配が出てくるのではないかと思っております。

1つ質問ですが、旭町のマンション建設計画の概要を説明いただきたいということと、そしてそれに連なる自治活動の問題やごみ、環境、こういうふうな問題は行政サイドといたしましてはどのように考え指導していくつもりかお聞き申し上げます。

2つ目、町の影響でございますが、駅東第1土地開発との兼ね合い、影響でございますが、どのようなものかお尋ね申し上げます。

2ですが、町営住宅の入居条件と契約についてでございます。

全国にある都道府県、県営、市営、村営住宅は、合計約220万戸あり、低所得者向けに貸し出されておまして、社会のセーフティネットとしても役割を果たしております。

しかし、この公営住宅におきまして暴力団事件が4月に発生しております。東京町田市の

発砲事件でございますが、立てこもり発砲事件でございます。また、別な方では、選挙絡みですが、前長崎市長のこれも発砲射殺事件でございます。

国交省の緊急調査によりますと、過去5年間に全国の公営住宅で起きた事件やトラブルは277件に達し、うち現役組員や元組員によるトラブルは殺人事件や傷害事件などを含めまして、刑事事件としては59件と、同じ公営住宅に住む人々にとっては非常に脅威となっております。

国交省では、暴力団追放の一環として、警察庁と協力して全国の公営住宅のある1,746自治体のうち、組員の入居を条例や契約書などで制限しているのは、広島県、兵庫県、福岡県の3県3%46自治体にとどまっております、それでは非常に危険であるということで、6月にも自治体に向け、暴力団入居排除のガイドラインを定める予定だそうでございますが、ここで質問させていただきます。

我が町の町営住宅への入居条件としては、暴力団はお断りの条項は入っているのかどうかお尋ねします。

2つ目、入居後、他人に迷惑をかける行為をした場合は、どのように指導するのかお尋ね申し上げます。

3、孫見守り隊の服装の件についてでございます。

孫見守り隊の皆さんは本当に毎日暑いところをご苦労さまでございます。おかげさまをもちまして、少しずつ効果のほどが上がっていることは間違いのないところでございます。

しかし、服装の件ですが、もちろん夏用も冬用もあるとは思われますが、最近とみに気温が上がってまいりましたせいか、夏用に切りかえた服装を見ますと、非常に暑苦しいのか、首に巻いたり、手に持ったりというふうな状況で、果たしてこの服装では本当に夏用の服装であろうかというふうに考える次第でございます。

確かにセンスの問題ではないかと思われませんが、私も最近南方の方にちょっと旅する機会がありまして、通勤、通学の様子を見てまいりました。地域独特の工夫された服装もありまして、どうせ支給、プレゼントするんであれば、心を込めたもう少し研究された服装というふうなことを考えていただければという質問でございます。

今後子供たちの安全を見守る取り組みとしてワンツーパトロール隊員を募集しているそうでございますが、またユニホームを支給するのかどうかはわかりませんが、クールビズの時代、ファッションの時代でございますので、よろしく考慮していただければと思います。

これで第1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の旭町のマンション建設と自治活動についてのご質問でございますが、今回のマンション建設の概要をというふうなことでございますが、町といたしましても、ただいまご質問にありました二光製作所跡地に6階建て3棟の90世帯というふうなことで、複合施設ということまでしか聞いておりませんで、詳細についてはまだ明らかでないということをご理解いただければというふうに思っております。

そうした中で、旭町町内会への自治活動への参加指導はできないかについてでございますけれども、当該マンション建設に対する関係法令に基づく指導につきましては特に行っておりませんけれども、地域活動の参加につきましては個々の問題でもございますし、当該マンションへの入居者に対し旭町区民として限定することなく、地域活動に参加いただけるよう事業者へ働きかけをお願いしているところでございます。

次に、2点目の町への影響についてというふうなことでございますが、どのような年代のどのような所得階層の方々が入居されるのか、現時点では把握することが困難であります、町民税や固定資産税等の増収、そして地域コミュニティの担い手確保につながるのではないかと考えてございます。

次に、3点目の駅東開発への影響についてでございますけれども、当該マンションの県内外への分譲促進のためのPR活動等によりまして、鏡石町の知名度と駅東地区の魅力ある立地条件が広く理解され、駅東開発促進により影響を与える可能性はあるのではないのかなというふうに考えてございます。

次に、2点目の町の町営住宅への入居条件と契約についてでございますけれども、1点目の暴力団員であるかどうか、入居前に調査しているのかというふうなお尋ねでございますが、そちらにつきましては、町営住宅の入居資格につきましては、まず1点目に、同居者がいること、そして2点目に、入居申込者及び同居者の収入が月額20万円を超えないこと、そして3点目に、現に住宅に困窮していることが明らかであること、そして4点目に、町内に住所を有するか、または町内に勤務していること、そして5点目に、町税等を滞納していないことなどを規定しておりまして、入居の選考に当たりましては、別に定める住宅困窮度基準によりまして住宅に困窮する実情を調査し、その困窮度の高いものから選考委員会の意見を聞きまして、入居者を選考してございます。

現行の規定は、暴力団員であることで入居者としなないとはいってございませませんが、選考委員会の中で入居希望者が暴力団員かどうかについての情報を勘案しながら、意見を提出していただいている状況でございます。

次に、2点目の入居後、他人に迷惑ある行為をした場合は、どのように指導するかについてでございますけれども、入居者が近隣住民やその所有物に危害や損害を加える行為があっ

たとの通報を受けた場合には、警察と連携し、事実調査、証拠収集等を行い、町営住宅条例第23条に規定するとして、本人に指導、警告を行います。また、悪質と認められる場合には、同条例の第41条第1項第5号に基づき、明け渡し請求を行うこととしております。

しかしながら、事実調査、証拠収集を町側で行うには限界があるため、より一層の警察との連携や地域住民の方々のご協力をお願いするものでございます。

以上で答弁といたします。

議長（仲沼義春君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

大きな3番の孫見守り隊の夏の服装についてでございますが、孫見守り隊は町老人クラブ連合会の独自の活動でございます。服装費用も会運営費の中で支出されております。夏用の服装とのことですが、参加者からの要望もありまして、半そでのカラージャンパーを購入し、5月中旬に全会員に配布されたところでありますが、さらなる工夫につきましては、老人クラブ連合会の中で話し合いを進めていただければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 木原秀男君の再質問の発言を許します。

10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

10番（木原秀男君） 再質問させていただきます。

旭町のマンション建設の件ですが、ご答弁いただきました。少々自治会で対応しろというふうなことではないかと思いますが、現在は核家族の時代でございます。そして人口減少の時代でもありますが、人口がふえるということは大変喜ばしいことだと思います。

しかし、その人口増の内容でございますが、いろいろなことがあると思われま。生産能力とか、それともまた、別荘気分とか、田舎暮らしとか、いろいろな方々が不特定多数おられると思います。

しかし、近ごろは個人情報保護条例などにより、個人が守られまして、過剰反応や、そして異常反応が各地で起こっております。どういことかと申しますと、また自治会活動組織に対する不参加なども出ております。

その場合、例えば緊急事態や災害の事態が発生した場合に、連絡に大変支障を来すというふうなことはご存じのことだと思います。ましてや、年代的に年配になりますと、割かし人づき合いはしたくないものと、そして各個人の生活を大事にしたいというふうな今日のご時世でございます。

しかし、我が町は循環型社会、そして美しい町づくりを目指しておりますので、やはり当

初より積極的に自治活動への参加、また町への協力とか、そういうふうなものは、事前にある程度町へのあいさつでは来ていると思われまので、説明、ご助言しなければならないのではないのでしょうか。入ってからでは、これはまた非常にトラブル問題が起こるのではないかと私は懸念しております。

すぐ購入したから入居するとは限らない、またいつ入るとも限らない、こういう人たちは確かに地区の方々にとってはある程度不安定な要素も出てくるのではないかというふうなことで、ごみの問題、動物の問題、地域との交流の問題、そして建設場所、問題は6階の建物ですから、日照権の問題とか通学路の道路が凍結しないかとかというふうなものは、ある程度はこちらの方でチェック点検されるかわかりませんが、そのようなチェックは事前に必要ではないかと私は思うのです。

それから、町営住宅の件ですけれども、現在の状況では、今言われましたように、なかなか当初は事前にはわからないと、しかし入ってしまえばその入居者は後の祭りということで、いろいろな面で事実をひた隠しにしている部分もあるかと思われま。

規制するのであれば、いろいろな面で国交省のガイドラインに沿ったような1つの指導をかんがみまして、条例等を加えればいいのではないかなというふうに思う私でございます。

トラブルのないようにというふうなことはだれしも願うわけでございますが、近年世情を反映いたしまして、いろいろな状況のトラブルが起こっているのは現状でございます。その点をよくお酌み取りいただきまして、お考えいただければと、ご考慮していただければというふうなことでございます。

それから、孫見守り隊服装の件ですが、老人会で支給というふうなことでありますが、これは町では関係ないというふうなことで解釈してよろしいでしょうか。一応少々見て感じたことで述べさせていただいたわけでございますが、その辺ももしできればご指導のほどよろしくお願ひしたいと思います。

これで、2回目の質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 10番議員の再質問にご答弁申し上げます。

まず、旭町マンション建設の中でのご質問でございますが、自治活動への参加、町づくりについてというふうなことでありまして、入居いたしますと、日常生活の中で、ご質問のとおり、ごみの搬出、それから動物、地域住民との交流の問題等がいろいろとかかってまいります。

そういった中では、町といたしましては、先ほど申し上げたとおり、個々の問題等につい

て入居以前の話として事業者へご指導申し上げたいというふうに考えてございます。

それから、町営住宅の暴力団の入居に関しての中身でございますが、ついせんだつての東京の町田市を立てこもり事件を受けた形で、ご質問にございましたとおり、国交省の方からの公営住宅における暴力団排除にかかる通知というふうなことで通知が参っております。その中でも、ご質問にありましたとおり、全国の自治体では暴力団というふうな形での排除の条例も載っているようでございますが、あらかじめ地方自治体には募集のパンフレット、それからホームページの中で、入居申込者が暴力団員である場合には入居決定しない旨を事前に入れておくことも大事ですというふうなことで指導もあったようでございますので、そちらの指導を受けながら、本町に起きましても条例等についての検討、それから募集に当たっての事前の周知というふうなことを考えていきたいと考えてございます。

以上で、再質問の答弁といたします。

議長（仲沼義春君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 10番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

孫見守り隊の活動につきましては、本当にボランティア活動として大変ありがたく思っております。経費の面につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、老人クラブ連合会などの自主的な運営の中の経費運営となっております。そのようなことでご理解いただきたいと思っております。

ご指導ということでありまして、これまでも連合会と一緒にいろいろな活動をしております。いろいろな活動の中で連携を深めていきたいというふうに考えております。

以上、ご答弁にかえさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 10番、木原秀男君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

ここで、議事運営の都合で暫時休議いたします。

休議 午後 2時36分

開議 午後 2時45分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議事日程の報告

議長（仲沼義春君） ここで、議事運営について議会運営委員会委員長の報告を求めます。

8番、今泉文克君。

〔議会運営委員長 今泉文克君 登壇〕

8番（議会運営委員長 今泉文克君） 本日の議事日程の一般質問が終了いたしましたので、ただいま休議中に議会運営委員会を開催させていただきました。

議会運営委員会としまして、あす以降の議事日程を繰り上げて、本日開催することに決定いたしましたので、報告いたします。

第1回鏡石町議会定例会追加議事日程（第2号）の追加1、平成19年6月11日月曜午前10時開議。

日程番号、件名。

第1、一般質問。

第2、決議案第1号 閉会中の先進地行政視察調査について。

第3、議会運営委員会所管事務調査の申出について。

第4、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（仲沼義春君） お諮りいたします。

議会運営委員長報告のとおり、あすの議事日程を本日に繰り上げて審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、あすの議事日程を本日に繰り上げて、審議することに決しました。

決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第2、決議案第1号 閉会中の先進地行政視察調査の実施についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 提案理由を朗読をもって説明させていただきます。

平成19年6月11日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。提出者、鏡石町議会議員、柳沼俊行。賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。

閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議（案）。

このことについて、会議規則第70条の規定により、閉会中の調査として実施いたしたく決議されるよう提出いたします。

決議案第1号 閉会中の先進地行政視察調査の実施について。

今日の地域社会は激動する情勢の中で日々変革しているが、我々議員は町民福祉の向上と

町政進展のため常に研さんに努め、その任務を遂行しなければならない。

このため、今後我が町の議会並びに行政運営に資するため、次のとおり閉会中の行政視察として先進地自治体を調査することを決議する。

記。

- 1、調査項目、自立（律）のまちづくりについて、行財政改革について、文教施設、スポーツ施設について。
- 2、調査先、山梨県忍野村、山梨県山中湖村、静岡県芝川町。
- 3、調査年月日、平成19年7月10日（火）から7月13日（金）（3泊4日）。
- 4、調査費用、議会費で行う。

平成19年6月11日、鏡石町議会。

ご賛同よろしくお願いいいたします。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 質疑ですから、委員長に質問をいたします。

非常に今町の財政が厳しいということは、先ほども申し上げましたように、実質公債費比率が県内で4番目に悪い。さらに駅東を見ても町の基本計画がとんざをしている、こういう財政難の中で、議会はこの事態に責任があるんじゃないかと思うんです。

ですから、私どもが議員になった当初は、議会の研修は2泊3日が町費の予算でございました。さらに、行った先をもう少し見てくるんだったらばということで、1泊分は自費で出していたんですね。それがいつの間にか3泊4日になってきた。しかし、交通機関は大変進んできているわけですね。新幹線も整備されてきたし、高速道路も整備されている。さらには、飛行機の便もよくなっているというわけですから、私は3泊4日というのはちょっとかけ過ぎではないかというふうに思うので、これは質疑ですから、委員長にそういう議論は今までになされなかったのかということをお尋ねをいたします。

以上です。

議長（仲沼義春君） 質問に対する答弁を求めます。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 13番議員にお答えいたします。

過日の全協の中で十分にそれらも踏まえながら検討し、結果、多数により決定したわけがあります。まして、今回の場合には、もう相手先に十分に理解していただき、無理にお願い

して行く事業でございますので、この事業をもってその目的を達成したいと思います。よろしくお願いたします。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 13番の円谷ですが、前にちょっと発言したように、町は今大変な財政難にあるんだと。議会もこの事態には予算を決めたり、決算を認定してきた以上責任があるんだと、こういう状況をどのように議員一人一人が認識をされているのか。その辺を私は改めて皆さんに考えていただきたい。2泊3日でできない研修ではないんじゃないかと私は思うんですね。あるいは、内容を切り詰めてもそのようにして予算を節減して、少しでも町の財政を切り詰めていくというふうな努力が今我々には要求されているのではというふうに思い、私はこの研修に反対の意見を述べさせていただきます。

以上です。

議長（仲沼義春君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

5番、根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番（根本重郎君） ただいま上程されております行政視察の実施について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、今回は新人の方もおりますので、やはり重点に実施をすべきであると。また、今厳しい財政でありますけれども、その財政の中においても、やはり視察研修に行き、我が町の議会並びに行政運営に多大なる貢献を尽くすという意味からも実施すべきであるというふうに思いますので、賛成の意見とします。

議長（仲沼義春君） これをもって討論を終了いたします。

これより、決議案第1号 閉会中の先進地行政視察調査の実施についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（仲沼義春君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会所管事務調査の申出について

議長（仲沼義春君） 日程第3、議会運営委員会所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査の申し出があります。委員長から申し出のとおり、所管事務調査を実施することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり所管事務調査を実施することに決しました。

議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

議長（仲沼義春君） 日程第4、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

閉議の宣告

議長（仲沼義春君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

町長あいさつ

議長（仲沼義春君） ここで招集者から閉会に当たりあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

第1回鏡石町定例議会において、提案いたしました議案につきまして慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり同意議決を賜りましてまことにありがとうございました。

なお、会期中議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

今後とも、議員皆様方には、町政進展のため一層のご活躍を切にご祈念申し上げる次第であります。

梅雨の季節を迎え、体調を崩しやすくなりますが、くれぐれもご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（仲沼義春君） これにて第1回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時58分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成19年 6月11日

議 長 仲 沼 義 春

署 名 議 員 今 駒 隆 幸

署 名 議 員 根 本 重 郎

署 名 議 員 大 河 原 正 雄

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表.....	1
町長提出議案.....	2
報告第 11号 繰越明許費繰越計算書について.....	2
議案第 2号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について.....	3
議案第 3号 平成19年度鏡石町一般会計補正予算(第2号).....	5
議案第 4号 平成18年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号).....	8

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
報告 第11号	繰越明許費繰越計算書について	19.6.7	承認
議案 第2号	鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	19.6.7	可決
議案 第3号	平成19年度鏡石町一般会計補正予算(第2号)	19.6.7	可決
議案 第4号	平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	19.6.7	可決
決議案 第1号	閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議(案)	19.6.11	可決